

令和元年 6 月

美里町教育委員会定例会議事録

令和元年6月教育委員会定例会

日 時 令和元年6月27日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

学校教育専門指導員 忽 那 正 範

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍 聴 者 1名

議事日程

開 会

平成31年2月教育委員会臨時会議事録の承認

平成31年3月教育委員会臨時会議事録の承認

平成31年3月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 7号 令和元年度美里町議会 6月会議について

第 4 報告第 8号 令和元年度生徒指導に関する報告（5月分）

第 5 報告第 9号 区域外就学について

- ・ 協議

第 6 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第 7 「令和元年度 美里町の教育」について

第 8 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 9 学校再編について（継続協議）

- ・ その他

1 行事予定等について

2 令和元年7月教育委員会臨時会の開催日について

3 令和元年7月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

開 会

平成31年2月教育委員会臨時会議事録の承認

平成31年3月教育委員会臨時会議事録の承認

平成31年3月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 7号 令和元年度美里町議会6月会議について

第 4 報告第 8号 令和元年度生徒指導に関する報告（5月分）

第 5 報告第 9号 区域外就学について

・ 協議

第 6 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第 7 「令和元年度 美里町の教育」について

第 8 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 9 学校再編について（継続協議）

・ その他

1 行事予定等について

2 令和元年7月教育委員会臨時会の開催日について

3 令和元年7月教育委員会定例会の開催日について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところ、教育委員会定例会にお集まりいただきましてありがとうございます。

さて、きのうは大郷町で教育講演会ということで、秋田県のほうから日本一の学力だというふうに言われております東鳴瀬村のほうから教育長さんがおいでになって、講演をしていただいたところございまして、我が美里町におきましても委員さん初め学校の校長先生、教員の先生方もその講義を受けさせていただいたところございまして。今後それらを生かしていくように、検討してまいりたいなというふうに思っているところございまして。

また委員の皆様方には、5月ですが小学校の運動会や中学校では中体連ですね、そちらのほうに出席もいただいたりなんかしまして、本当にありがたく思っております。

また5月から始めておりますが、郷土資料館については常時オープンということにさせていただいております。現在も企画展といたしまして「美里町の平成を振り返る」という企画テーマで現在行っているところございまして。

そういった状況の中でこの5月、6月の部分、行事も多々多かったわけございまして、取り組みをさせていただいているということでございまして。

また、私今回町の職員の部分について個別面談を、全職員に現在申し出ているところございまして。事務をとっている職員の皆さんや業務員さん、それから学校調理員さんなどもありますけれども、全ての皆さんと面談をさせていただいているところで7月上旬ごろまで続きますけれども、いろいろと面と向かってお会いするというのはなかなかないものですから、それを実施しているということでございまして。

この目的は、職員の資質・能力の向上に向けたもので行っているわけございまして、評価して「100点満点中あなたは90点ですよ」とかそういったことではなくて、「課題は何であって、それをどういうふうに解決に結びつけていくのか」ということを、今話しさせていただいておる、そういう状況でございまして。

それでは座らせていただきまして、会議を進めさせていただきたいと思っております。

ただいまから令和元年6月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので、定例会は成立いたしております。

なお、説明員としまして、教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が出席いたしております。また、一部事項におきまして学校教育専門指導員、また青少年教育相談員に出席させていただくことにもなりますので、よろしく願いいたします。

それではまず初めに、3つありますけれども、平成31年2月教育委員会臨時会、それから平成31年3月教育委員会臨時会、平成31年3月教育委員会定例会の会議議事録の承認について、まずもってお諮りをさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 今回3件の議事録の承認のですが、告示のときに資料をお配りしておりましたので、訂正箇所等ありましたら、事務局のほうで訂正させていただくということをご承認いただければと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、3つの会議議事録でございますが、「て・に・を・は」部分につきましては事務局のほうで整理をさせていただきたいと思いますが、極端に自分の言っていることと議事録の言い回しが違っているということもあるかもしれません。そういったところについて、お気づきの点についてはお話しをいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（後藤眞琴） 3つとも見てきたんですけども、ほとんど間違いがなくて、よく見られているんだなというふうに、「て・に・を・は」の間違いがちょっと何箇所かあったのと、あと、それ以外はほとんど間違いありません。担当課でよく見ているんだなと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、この議事録の関係につきましては、事務局のほうでもう一度「て・に・を・は」部分を整理させていただくということで、まずその部分を除いては承認ということよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、3つの議事録のほうについては承認をいただきました。事務局で「て・に・を・は」部分をもう一度チェックをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について行います。今回の定例会につきましては、2番委員の成澤委員、3番の留守委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

報告事項

日程 第 2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2 教育長の報告でございます。

この教育長の報告につきましては、別紙資料を準備させていただいておりますので、順次説明をさせていただきたいと思っております。

まず表紙部分でございますが、(1) 番目で令和2年度使用、来年度使用の教科書の採択についてということで、こちらのほう資料が少し多いので、後ほど具体的に説明をいたします。

それから、(2) 番目の議会6月会議のことにつきましては、教育次長及び教育総務課長に後ほど説明をさせていただきます。

それから新中学校建設関係についても、同じでございます。ただ6月25日、一昨日だったんですが、宮城県教育事務所の所長にこれまでの経過等について説明を申し上げます。また、少人数学級に向けて先生の配置の部分についてどのような対応をしたらいいか、これまでも数度話しをしていることでございますけれども、改めて一緒に検討していただくようお願い申し上げます。

4つ目が、中学校の総合体育大会の結果でございます。

5つ目が、ことし令和元年に、実際は来年度の高等学校の入試でございますけれども、今度の土曜日に駅東交流センターで保護者と生徒を対象に制度の説明会を行うことにいたしております。昨年度もしているわけでございますが、改めて今年も行う。宮城県の高次教育課のほうから出向かれまして、説明をいただくことにしております。

6つ目が、指導主事の訪問でございます。

7つ目が7月5日、来週になりますけれども、これまで5月か6月だったんですが、所長と総括と学事班長が各校の巡回をしまして、いろいろ相談申し上げる点、報告する点ありまして、これを7月5日の日に行うということにしております。ただ、全校の中で既に終了している部分が、小牛田小と小牛田中学校のみ6月の時点で終了をしているということでございます。

それから、8つ目でございます。昨年もございましたが、夏休み期間中の日直を置かない日ということで、連続5日間というふうに考えておったわけでございますが、いろいろと教育事務所での教育長会議の中でも話題がありまして、今年は8月12日（月曜日）が祝日でお休みになっています。その関係で、13日から16日までだと4日間になるんですが、ここを集中

的に学校を閉庁するというふうな考え方でおるところでございます。夏期休暇の与えられている1日分、5日間あるんですが、1日分はそれ以外のところで休みをとってやるということにしたいというふうに考えてございます。

9番目です。ALTの配置でございますが、こちらの部分につきましては後ほど6月の議会の会議の部分での説明もあるわけでございますけれども、こちらのほうでこのALTの関係についてもお話しをさせていただきます。

それから、10番目は校長会・園長会、毎月のように行っておりますが、そのときの伝達事項ということにつけさせていただきましたが、これは要点のみというふうにさせていただきました。資料がかなり膨大な資料でありましたので、今回はその辺割愛させていただいております。項目で必要な箇所の申し出をいただければ、コピーして委員の皆様方に差し上げるというふうにしたいと考えております。

それから11番目、12番目、これは少し内容の濃いお話でございますが、小中学校におこる2学期制度導入についてというテーマで、ここに出させていただきました。ご覧のように、最近は小学校の授業日数が1,015時間に拡大して来年から始まります。現在は段階的に行っているところでございますが、年間の授業時間数の確保という部分がなかなか難しくなっている。あわせて職員の働き方改革の実感、それからどうしたら子供たちと向き合う時間が取れるのか、そういったことを今現在検討してございます。それぞれ校長会のほうで検討してもらっている部分もありますが、教育委員会事務局の内部でも検討しているところでございます。今後委員の皆様方にメリット・デメリット、そういった部分も含めてどういうふうな今のままでいいのか、それとも2学期制のほうがいいのかという部分については、改めてやっぱり検討する必要がある、そういうふうに考えて今進んでいるところでございます。

それから12番目、これは小学校における午前中今4時間なんです、これを5時間にするというふうな案もございまして、こちらのほうについても導入検討を開始してございます。結果については今後ということになりますけれども、この小学校での部分に限ってでございますが、午前中に4時間なのか5時間なのかという部分については、学校長権限というふうになります。ただ、2学期制なのか3学期制なのかという部分については、教育委員会の権限事項でありますので、それらをしっかりとつなぎ合わせて進めていかなければならないなというふうに思っているところであります。

また、小学校と中学校の連携教育の部分に関しましては、既に教務主任者会議、それから研究主任者会議のほうで指示をいたしておるところでもございまして、何とかこういった部分、

どの教科がどのようにつながるかという部分も含めて指示をさせていただいておりますので、今後委員の皆様方には逐次お知らせしていくというふうにさせていただければと思います。

それでは、まず1番目の教科書の採択についてお話し申し上げます。表紙をめくっていただきますと、これちょっとつくってみたんですが、令和2年度から使用します教科書の採択フローです。左側に年月日書いてありますけれども、これまで委員の皆様方に承認をいただきました専門委員さんとか、それから策定委員さんですね。選定委員さんとか専門委員さんの部分については、この方ということでお話しをさせていただいたところでございまして、その部分について既に終えています。

ただ細かい部分につきましては、専門委員のほうで中身を確認することになっておりますが、7月2日と3日に専門委員会を開催しまして、内容を教科ごとに行う予定でございまして。それをもって、協議会のほうに報告をいただきますが、いただいた資料を今度は北部地区の教科用図書採択協議会で協議していくこととなります。その際に教科ごとの細かい、そして業者ごとの部分が出てまいりますので、これらを委員の皆様方に配付申し上げたいというふうに思っております。

その際に、今現在照会がありますのは各学校に対してどの教科はどの業者が、どの教科書がいいのかという部分の意見を今募集しております。それらをまとめた部分を5日まで、教育委員会のほうで集約することにしておりますので、7月8日にこれは委員の皆様方に配付できるようにしたいというふうに考えてございます。

そして、今度は教育委員会でどの教科書が望ましいかということ、意見を協議会に報告しなければなりません。したがって、7月8日に配付をすれば、8日の告示で11日の教育委員会の臨時会ということになるかと思います。そして協議会では、7月12日まで意見を各教育委員会からいただきたいという旨の通知もありますので、どうしても12日前、そして5日以降の中で教育委員会の臨時会を開催していただき、意見をまとめなければならないというふうな内容になってございますので、日程については後ほどご協議させていただければというふうに思います。

さて、ではどの部分の教科書なのかということでございますが、ページを振りましましたので見ていただければと思いますが、一番わかりやすいのは右下のほうに「美教委」と書いていますところの15ページを開いていただきますと、各教科書の項目があります。左側が小学校です。右側が中学校です。これらの教科書全てをどこの業者のどの部分がいいかということ、今回は決定していかなくてはならないということでございますが、左側は全部なんでございますが、

右側の部分については中学校の部分でございますが、この中学校の部分で、ちょっとページ数でいいますと戻っていただきまして、ページ数の3ページ目のほうに戻っていただきたいと思っております。

こちらは、文部科学省からの通知の抜粋でありますけれども、採択に当たっての留意事項というところで、(1)番では小学校教科用図書の採択、これは全ての教科書について新たに採択を行うということになります。中学校のほうの教科書の採択につきましては特別な教科道徳、こちらは全部で行っておりますのでまだ使えるということになりますが、それ以外の教科書については新たに採択を行うこととなります。しかし、昨年度教科書の検定において新たに合格した図書がなかったということがあります。そうしますと基本的には前回の、前回といえますのは平成26年度の検定本になりますが、この合格図書の中から採択を行うことになってまいります。

いろいろ書いてありますけれども、「例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること」というふうにございます。そこで、北部教育事務所で行っております採択協議会の中では、これら4年間の使用実績を踏まえまして、令和2年度も同じ教科書を継続して使用することというところを取り決めさせていただきました。

ただし「技術と家庭」であります。昨年度までは採択地区が大崎地区、つまり1市4町で行ってきたんですが、今年からは北部地区としまして栗原市が今度入ってまいりました。その経過の中で、「技術と家庭」が教科書が違ったところがございます。そこでどうしようかというふうな判断に迫られたわけでございますが、先日第2回目の採択協議会の中で、栗原市はこれまでの大崎地区の使ってきた教科書と同じものを使っていくということで、合意をさせていただいたというところがございます。したがって、協議会では中学校の部分については、これまで使ってきた教科書をさらに使っていくということにさせていただいたということでございます。そこで、美里町の教育委員会といたしましては、小学校の各教科書をどの業者さんの教科書がいいかという意見を集約して、採択協議会のほうに意見を申し上げるということになりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたが、この流れからいいますと7月の2日、3日で専門委員会が開催され、その結果を4日に協議会で受け、さらに美里町の小中学校で今現在照会している意見を集約し、その上で委員さん方に配付をした部分を見ていただき、教育委員会の臨時会で意見をまとめる

というふうな内容ということになります。その上で、採択協議会で今度は1つのものというふうになっていくこととなりますので、申しわけございませんが7月は臨時会があるということをご承知置きいただければというふうに思っております。

それから、今度はページ数美教委の25ページであります。遠田郡の中学校総合体育大会の成績一覧表をつけさせていただきましたので、ご覧いただければというふうに思っております。このように生徒は頑張っておりますので、今後太字の方たちは県大会の部分に進む方もおります。そういった内容というところがございますので、ご一読お願いいたします。

ページ数の26、27、28、29につきましては、ちょっとページが、28ページちょっと抜けたようです。ごめんなさい、後でつけさせていただきます。28ページは小中学校の校長会の講習の部分ですね、これちょっと抜けていますので、後でつけさせていただきます。

それから、30ページ・31ページにつきましては、教育長が全ての参加はできませんでしたが、行事に何らかの形で参画をさせていただきました。ちょっと字句の訂正をお願いします。6月25日、31ページの中段ごろなんですが、「北部教区事務所」というふうに書いてしまいました。「北部教育事務所」の誤りでありますので、訂正をお願いします。6月25日の部分でございます。

以上、教育長の報告というふうにさせていただきたいと思えます。今回ちょっと長くなりましたが、教科書の採択の関係がありましたので、報告させていただきました。

教育長の報告に対しまして、委員の皆様方からご質問ございますでしょうか。後藤委員さん、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 美教委の3つになっているところの、これ中学校教科書の採択についてということ。この「新たに合格した図書がなかったため」というのは、中学校の場合は今までの教科書会社が新たに新しい教科書をつくらなかったということですか。

○教育長（大友義孝） そういうことになります。

○委員（後藤眞琴） それで、あとほかの出版社もそういうことをしなかったということ。

○教育長（大友義孝） そうです、そういうことです。

○委員（後藤眞琴） それからこれ、7月11日までにあの膨大なものを見て、小学校の。

○教育長（大友義孝） 後藤委員さんご存知のように、小学校だけでも段ボール5箱あるので、とても見切れるような内容ではないなど。そこで、今回ちょっとおつけしておりませんけれども、選定委員さん、専門委員さんの数はこれまでの3倍かな、人数で各教科のほうに当たっていただいております。みんなで会合する部分は2日と3日なんですけれども、もう既に先生に

は校長を通しまして国語であれば国語の5社から7社でしたでしょうか、その部分は配付させていただいて、中身の検討にもう入っていただいております。ですから、先生が今度絞られて、国語であれば5人から6人ぐらいのグループで国語だけやる形になりますので、そこで「この業者さんはこういうところがいい」「これはこういうふうな形だ」ということで、昨年度もありましたように「○」「◎」という形で評価出てきます。そういった部分で見るしかないのかなど、今回に限ってはですけれども。余りにも多過ぎてですね。

○委員（後藤眞琴） 僕も段ボール5つ、1セット借りたんですけれどもね。それで、昨日夜開けて、それでやっぱりこれ国語とそれから社会、それから道德なんかを中心にちゃんと見ていかなきゃならない、ほか算数とかそれはそんなに偏ったという語弊あるかもしれませんが、ものはないんでないかって思いながら昨日段ボールから出したんですけれども。あれ、一応教育委員会としては先生方の判断のあくまでも参考意見として、見なきゃならない立場ですよね。ですから、それなりの努力はしなきゃならないと思って、大変だなと思っていましたけれども。

○教育長（大友義孝） 先ほど見ていただきましたように、小学校だけでも11教科あるはずなんですが、中学校よりも教科数多いんですよ、小学校のほうが。その部分を全て、例えば国語であれば1社だけじゃないので、5社から7社、多いところで10社ぐらいの部分があるので、その中でどれに絞るかということになってきます。見るだけでも結構な時間かかるんじゃないかなと思いますので、できる限り努力するという部分になります。

それから、後ほどこれは非開示の部分がありまして、これまでどの地域でどの教科書を使っているかという部分もありますので、今現在どの教科書を使っているかというのはちょっと今回出していないので、これは後ほど委員の皆様方に限定してお渡しさせていただきたいというふうに思います。

それから、北部地区の教書採択協議会の規約、これ変更しておりますので、昨年ご同意いただきましたので、栗原市を入れるという部分についてもつけさせていただきました。

以上でございます。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。成澤委員さん。

○委員（成澤明子） 主な報告事項のうちの（9）番ALTの配置のところ、各中学校にALTとコーディネーターを配置するというように思うんですが、コーディネーターも各校に1人。

○教育長（大友義孝） これは、コーディネーターは教育総務課に1名ということになります。

- 委員（成澤明子） 1人。
- 教育長（大友義孝） 1人です。
- 委員（成澤明子） それで、具体的にはどんなことを。
- 教育長（大友義孝） このコーディネーターの部分ですか。
- 委員（成澤明子） そうです。
- 教育長（大友義孝） 今回の部分、今想定内の部分といいますのは、各学校にこのALTさんが来られて、経験を積んでいない方も中にはいらっしゃいます。そこで、学校では英語教育のどの部分をこのALTがするのか、そういった部分も学校と綿密に調整をしていかなきゃいけないわけですね。このコーディネーターがそこに入って、日本語がどの程度できるかまだ確認はしていないんですけれども、それらをつないでいくと、意思疎通を図るというふうな意味で、コーディネーターを配置させていただきました。

また、ALTはまだ来ていないんですけれども、おおむね2学期からという考え方なんです。生活面の部分についてもまず会話が成り立たないとどうしようもないということでございまして、そういったこともコーディネーターさんを置かないと、教育総務課の職員だけではなかなか対応し切れない。そういった意味で、コーディネーターさんを配置させていただいたところでありまして。後で、具体的なことについては教育次長のほうから。

- 委員（成澤明子） 大体わかりました。
- 教育長（大友義孝） 大体そんなところですよ。
- 委員（成澤明子） もう1ついいですか。

12番なんですけれどもね、小学校における5時間制の導入ということがどこから出てきたのかとか、あるいは実際にやっているところがどの程度あるのか。教員の労働時間がとても今問題になっているんですけれども、その教員の労働時間と休憩との関係であるとか、あるいは児童の学習時間と休憩、あるいは朝食をとって来てから昼食をとるまでの時間が、学びが快適にできるような設定ができるのかどうかというのも心配かなと思うんですが。

- 教育長（大友義孝） 全くそのとおりでございまして、まず現在行っているところは登米市教育委員会の一部の小学校です。現実には今、登米市内の中田なんですけれども、そちらのほうの校長先生をお招きして現実はどうなのかという部分について、勉強会もさせていただきました。そういった中で、成澤委員が心配なさっている部分はもっともなことでありまして、何のための5時間前倒し、1時間前にもってくるのかという部分についていろいろと質問なりを通させていただいて、Q&Aみたいな部分がある程度できてきております。それは、今後委員の皆様

方にお知らせしていかななくてはならない、そういうふうを考えておりました。

ただ、この5時間制を導入することによって、現在6時間の授業だったとすれば、午後からは1時間だけになっています。その残りの時間は、先生方たちが有効にその時間を活用できているような背景にも見受けられます。つまりは放課後の個別指導といいますか、児童への向き合う時間の確保、そういったことなども利点の1つに掲げられているようでございますが、ただ朝が早くなります。大体登校時間が10分ぐらい早くなります。そして、業間が短くなるんですね。それと同時に、給食の時間が少しおくれます。そうすると、かなりおなかがすくことになりまして、必ず朝ごはんは食べてこないとお昼までもたないというふうな現状もあるようです。

そして思わぬ効果ということで、栗原でも一部やっておりますけれども、栗原の教育長が申しますのは思わぬ効果として、給食の残菜がなくなったというか、かなり少なくなったという経過が現実に出ているようです。ですからこれをいい形にとるか、マイナスポイントにとるかプラスポイントにとるかという問題はありますし、家庭も全部統一した家庭ではないものですから、そういった部分に対してどういったことが懸念されるかということも踏まえて、現在は小牛田中学校区3校の小学校ありますけれども、その中で今検討しております。今年、やっぱり試行的にやってみないと、その感じもつかめないんじゃないかというふうなことも出されておまして、今後授業参観もありますので、保護者の皆様にまずお知らせをするのが先ではないかと。

それから、最も教師の共通理解も必要でありますので、それらを今煮詰めている段階でございます。そういった部分で、今5時間制の問題に取り組んできたというところでございます。

○委員（成澤明子） 学校にいる時間は決まっているんだけど、その配置の仕方を前にもってくる感じとかということですよ。給食を残さず食べるようになるというのは、非常にいいと思うんですが、業間時間を例えば短くしてその時間を設定するとなると、子供の仕事は遊びだとも言われていますから、それを奪うということにもなる。

○教育長（大友義孝） そうなんですよ、そのとおりなんです。そこも懸念の1つとして、どうやって対処するか。業間だけが体を動かす時間じゃないと言え、それまでなんですけれども、ただじゃあその部分を放課後に転換できるのかといたら、5時間制じゃなくても同じ結果になるので、その辺のことを今煮詰めているといいますか。

ただ、やっぱり教師の皆さんも一長一短ありまして、これまでのほうがいいという先生もいますし、ただ5時間授業の学校を経験された方は5時間のほうがいいというふうに言われたり、

いろいろありますので、やっぱり授業時間数の増加とそれから子供たちへの向かう姿勢、そういった部分がなければ4時間のままでいいのかもしれませんが、やはりここは教育委員会としても学校としても検討しなければならない項目だろうというふうに考えておるところです。だから、そのまま5時間制に移行になるかどうかというのはまた別物として、検討はしているということでもあります。

11番目の2学期制の関係についても、検討はしますけれども、これが本当にいいのかどうかという判断もやはり全部ここで、教育委員会の場でいろいろな意見こちらで調べているものを提示しまして、そしてどっちがいいのかということをやっぱり検討していただきたいというふうに考えております。

ただ、次年度から実施するということになりますと、やはり夏休み後には保護者の皆さんとか教師の皆さんに周知しないと、時期おくれということにもなりますし、年間の行事予定が今度組めなくなるということもありますので、ですから7月会議の中には話題としては提供させていただきたいなと思っております。また、校長会の取りまとめも含めて、ご提示できればなというふうに考えておりました。

○委員（後藤眞琴） その2学期制の導入について、メリットとデメリットのかなり詳しいものを出していただければありがたいんですが。

○教育長（大友義孝） そのように考えております。

○委員（後藤眞琴） 実践しているところもありますよね。そういう経験も入れて、お願いします。

○教育長（大友義孝） わかりました。

よろしいですか。留守委員さん。

○委員（留守広行） 12のただいまの小学校での午前5時間制、その検討をしながら、中学校のほうもということも考えられるんでしょうか。

○教育長（大友義孝） そうですね。まず今回時数がふえるのが小学校ということだったんですが、中学校に転換した場合に小学校と違うのは部活動なんですね。その部活動の時間数をどういうふうにするかという、絞り切れていないというのが現状です。ですから今委員が言われるように、将来的にはやっぱり中学校もできるのかできないのかという検討はしなきゃないと思っております。

○委員（留守広行） よろしく願いいたします。

○委員（千葉菜穂美） すみません、その件なんですけれども、ことしから小牛田中学校区で5

時間制を始めるんですか。

○教育長（大友義孝） 今検討。

○委員（千葉菜穂美） ああ、今年検討中なんですね。

○教育長（大友義孝） もしできるのであれば、次年度から実施したいという、そういう思いで先生方今いろいろ検討している最中です。

○委員（千葉菜穂美） 次年度から小牛田中学校区だけ、5時間制を取り入れるんですか。

○教育長（大友義孝） 研修会などは、美里町内の学校全部やっていただきまして、そして校長会の中でも話題を出して検討に入っております。ただ、先生たちの理解がまず一番ということでありまして、やっぱりあと保護者さんたちの理解ということもありますので、その辺をどこまで、スピードが各学校によって違うので、やれるというふうになればできるところからやっていくという感覚でいるところです。

ただ小牛田中学校区の中でも、やはり校長先生とか人事異動とかいろいろな場面も考えられています。ですから、校長たる者学校の最高責任者ですから「決めた」「来年は私いないんだ」というふうな形でもこれまた困る。そういったところも踏まえて、もしやるとなれば導入時期も「ここから」というふうなことの段取りをしていかなくちゃならない。そういうふうな考え方で進めます。

○委員（成澤明子） すみません。単純に考えると、小学校の授業の1単位時間は45分で、だから4コマあるところを5コマにするということは、45分間を生み出すということですよ。しかも、1日だけじゃなくて毎日ですね。そうすると、例えば朝の読書の時間とかも削っちゃおうとかね、あるいは業間20分遊んでいたんだけど10分で終わりとかね。そうすると、子供たちが本当に生き生きと生活するというのを、むしろ逆に首絞めたりしなければいけないと思うんですけれども。

○教育長（大友義孝） そのとおりですね。

○委員（成澤明子） 保守的かもしれませんが、考えが。

○教育長（大友義孝） これは、やっぱり朝読書今どこの学校でもやっておられますし、その大切さというのは十分理解した上で、じゃあどういふふうな形であれば転換できるのかということ踏まえて考えていかないと、この午前5時間「やりたい」「やりたい」と言っても現実には難しいということにもなります。

○委員（成澤明子） 現場から声が上がっているんですか、「やりたい」「やりたい」と。

○教育長（大友義孝） 現場からの声で、こちらから「こういうのあるんだけど」というよ

うな話題振りではないです。現場からの声です。現実にそういうふうな経験した教師も、かなり多くなってきておまして、ただ私は教育委員会として検討しなきゃいけないのはやっぱり時数確保と、それから児童生徒と向き合う時間の確保というんですかね、そういったことの大切さ、それをやるためにはどういった方法がいいのか。さらに最近働き方改革で、どのような勤務時間の減少を可能とするのか。そういったところを考えていくと、この午前5時間というよりも2学期制なのか。

中には3学期のままでも通信票を2回発行というところもありますし。ですからなぜ2回発行なのか、通信票をつくる労力という部分についてはかなりの労力を要するとかですね。あとは、試験の回数を3回ではなくて2回にするとか、いろいろな減少がありますので、いずれにしても一番なのはやっぱり子供と向き合う時間の確保という部分を大切に、どこかで絞っていかなきゃいけない。明日、明後日、台風が来るようではありますが、例えば休校にした場合年度末で今度時数が足りなくなってくる可能性があります。今年は何とかしのげるにしても、次年度以降対応し切れなくなってきた場合には、もうお休みなんだけれども学校に出てもらわないと、単位修得の部分については難しくなる。そういったことも視野に入れての2学期制であります。

そういったことで、かなり内容は課題は多いです。これを一つ一つ詰めていく、そういった教育委員会での議論は必要というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか、成澤委員さん。（「はい」の声あり）

では、教育長の報告については以上で終了させていただきます。

日程 第 3 報告第7号 令和元年度美里町議会6月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項でございますが、日程第3、報告第7号 令和元年度美里町議会6月会議について議題といたします。

事務局から説明をお願いしたいと思います。

○教育次長（佐々木信幸） どうもお疲れさまです。

この6月会議についての報告につきましては、私からさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

告示での事前配付資料ということでお配りしておりますが、6月会議11日から13日までございまして、1日目と2日目については一般質問、3日目については一般会計の補正予算に

ついて関連の内容があるということで、資料をお配りさせていただいております。

それで一般質問の部分につきましては、事前配付させていただいたということで、お目通しいただいているのかなと思いますので、最初の議員さんからのご質問と、それに対する1つ目の答弁につきましては、この説明資料をもって説明にかえさせていただくということで、これからの説明につきましてはそれ以降の、再質問についての内容につきまして若干ご説明をさせていただきます。何せ議場におりまして、その中でメモをしながら場合によっては答弁をするという中身のメモですので、ちょっと全部とっているわけではないものですから、おぼろげながらの記憶とメモで恐縮なのですが、思いつくところを少しお話しさせていただきます。

まず、お一人目の吉田二郎議員ですけれども、新中学校再編についてのいろいろなご質問をいただいております。その中で、地質調査をするということになっておりますが、「その適地や不適地の判断はどの段階ですのか」というようなご質問につきまして、これは町長からの答弁でしたが、「まず地質調査をしっかりと、不安を払拭した後に進めさせていただく」という答え方をしております。

それから、「民間活力を利用した際に、なぜ1年ずれるのか」という質問についてですが、これは佐藤課長から答弁いたしております、「導入可能性の調査を行うと、その際に民間のグループが参加できるかどうかというところを判断しなくてはいけない。それで、直営と民間活力を導入した場合が、どちらが有利になるかという判断をするということで、今年度その部分でかかるので、1年ずれ込みます」というお話しをさせていただいております。

それから、過去の審議会の答申の部分にちょっと触れまして、「答申が平成30年度まででなぜ区切られていたのか」というご質問がございました。これにつきましては、「その審議会の委員の方々のご意見、考えでということでの区切りだった。直近の課題等を想定しまして、5年ぐらいまでの先を想定して答申をいただいている」という答えでございます。

それから通学路の関係で、「三十間踏切がありますが、その辺の拡幅についてはどうなのか」というご質問です。この際には、彫堂踏切の拡幅が最近されまして、非常によくなったということも例に挙げられまして質問がありましたが、これにつきましては「平面交差が難しい場合は上か下かを通す、アンダーパスとか跨線橋とかというふうな方法もありますけれども、これはすぐに取りかかるというような内容ではなく、協議も難しい状況であるということで、安全確保については今後準備委員会の中でしっかりと検討していく」という答弁をさせていただいております。

それから、「テニスコートが2面でよいか」という質問の中にありましたけれども、現在のテ

ニスクラブ、部活動の生徒の人数がすごく多いということで、113人いらっしゃるということなんですね。それで足りるのかというような再質問だったんですが、「現在の部活につきましてはまず部そのものが少ない。その中で生徒が選んでいる状況なので、これが新しい中学校に統合された場合、部活の選択肢が広がるということで、人数には変化があるのではないか」というお答えをしております。現在は2面を想定しているということです。

「平成30年度に南郷で『志教育』の授業が行われたが、今後ほかとする予定はあるのか」という質問がありまして、教育長がこれに対しては「平成30年度の授業、南郷では発表する機会が得られました。特に地域の人と小中高合わせてディスカッションするというような初めての取り組みもできましたということですが、実際その『志教育』自体についてはほかの学校でも取り組みはされております」というお答えをしております。「今後は、町内の学校等でサミットなど検討していきたい」というふうな答弁をしております。

それから、「新しい中学校のための準備委員会は、どのような形で考えているか」というご質問につきましては、佐藤課長から「まず大きな全体会があり、その下に各分野ごとの部会という形をイメージしている。具体的には、これから教育委員会で検討していく」という答え方をしております。

続きまして、お二人目になります。我妻議員のご質問ですが、放射能にかかわるご質問がありまして、副読本についての内容になりますが、「どのようにこの副読本が配られているか」という再質問がございまして、これにつきましては「美里町教育委員会からではなく、県の教育委員会から直接各学校に配られています」という答えをしております。

それから、質問の趣旨としては「副読本の内容を見ると、余り心配するものではないのではないか。安全がきちんと保たれているのではないかとというように受け取られる部分があるけれども、決してそうではなくて放射線というのは目に見えないもので、その重要性というか危険性もきちんと指導していくべきではないか」というような趣旨のご質問でございます。「危険性もあわせて教えるべきではないか」というお話がございまして、これにつきましては「原子力避難訓練の際に、その危険性なども副読本を活用しながら児童生徒のほうに教える機会を持っている」というようなお話しをしております。それから、「町の防災担当者会議の中でも、このことについては研修をしている」というお話しをしております。

「数字やデータが間違っているということではないと思うけれども、この副読本をどのように使うか、学校の先生をきちんと指導していくべきではないか」というお話がございまして、それについては『非核平和都市宣言』をしている町として、きちんと伝えるように指導をして

いきます」というお話しをしているところでございます。

それから3人目、藤田議員ですけれども、藤田議員からは「本町の児童生徒の不登校について」のご質問をいただいております。やはり全国的に増加傾向にあるということで、大変大きな問題であるということでのご質問でございます。

この中で再質問としていただいたのは、「不登校の定義がどのようなものがあるか」というようなお話しがございましたので、不登校、それから不登校相当、それから準不登校という区別がありまして、ちょっと計算方法があるんですが、それらの区別について私のほうからお話しをさせていただいております。

それから、不登校の子が学校以外のところで通所できる場所ということで、本町では「はなみずき教室」というものを設置しておりますけれども、その通所されている人数について質問がございまして、「平成28年度では3人、平成29年度は2人、平成30年度では2人通所している、実人数ですね、実績がございまして」と。それから、大崎の1市4町で実施しております「けやき教室」というのがありますけれども、それについての通所人数は、本町からの通所人数ですが、「平成28年度1人、平成29年度が2人、30年度が1人という実績になっております」。

それで、『はなみずき』の人数、少ないのではないかとというご質問がございました。それにつきましては、「年度当初に各学校、全校の児童生徒に対し、一度チラシの配布をさせていただいております。それから、不登校の児童生徒の保護者にも、改めてお知らせをしているという状況ですが、なかなか人数としてはふえてこないというのが現状です」というお話しをさせていただきました。

続きまして、4人目になります。手島牧世議員の一般質問につきましては、「学校再編について」という質問でございましたが、その中での再質問ということでございます。まず「中学校の再編、町で進めているけれども、小学校の問題もあるということで、こちらも同時に考えるべきではないか」というご質問がございました。町とすれば、「審議会では小学校・中学校も含めての答申であったということで、小学校も状況を把握している」ということでございます。ただ、「実際には中学校の再編を先にすべきだという判断をして、今進めている」ということでございます。

「人口の減少等を考えると、中学校よりも小学校のほうが先に影響が出るのではないか」というご質問がございましたが、町とすれば「まず中学校を先に確立をして、小中一貫教育も含めて小学校も含めて考えている」という答えをしております。

「小中一貫となると、中学校が1つになった場合小学校も1つにするのか」という質問がございましたけれども、「まずは中学校1校に統合しまして、小学校の6校とどのように連携をしていくかというところを進めていく」というお答えをしております。

それから通学のことに触れまして、「通学の距離を心配している」というご質問がありました。要するに、「学校までの通学の時間、かかるのではないか」という質問ですけれども、「準備委員会の中で、なるべく30分以内におさまるように通学については検討していく」ということです。

それから、「幼稚園・小学校・中学校合同での引き渡し訓練などが行われておりますけれども、そういった際に現在は中学校、学年の高い子供さんのほうから先にご父兄の方に引き渡しをいただいて、順次年齢の低いほうに下がって行って引き渡しを受けて帰宅するという手法をとっておられるようなのですが、そうすると中学校が一番遠いと時間がかかるのではないか」というご質問をいただきましたが、それに対しては「順番につきましては、その都度考える必要がある。今後、その順番についても検討します」というお答えをしております。

「開校に向けての保護者の不安というような意見があります」という質問については、「準備委員会の中でしっかり話し合っ、防犯・安全等についても考えていきます」というお話しをしております。

それから、いじめや問題行動などについて現在も苦しんでいる生徒や保護者がいるということで、これらの取り組みについてのご質問についてですが、これは「学校の統合を待つということではなくて、現在できることは教育委員会としても実施しております」ということをお話ししております。

それから、地域コミュニティーのことに触れられて、特に南郷ですね。「学校を核としたコミュニティーが強い」ということでのご心配の質問がございましたが、これにつきましては「学校だけではなく、旧町単位としてのコミュニティーというものがやはりあるのではないか」ということをお話ししております。「地域性とすれば、小学校区としてのコミュニティーはそれぞれの小学校区ごとにございまして、これは強いものがある」というお話しを、これは副町長からだったと思いますがお話しをしております。「コミュニティーも重要ではありますが、教育環境の整備というものもやはり重要であり、それを考えなければならない」というお答えをしております。

それから、5人目ですね。福田議員からですけれども、やはり中学校統合についてのご質問をいただいております。基本構想ですね。これについては、実はこの議会初日10時からだ

ったんですが、その前に9時から全員協議会がございました。これ、ちょっと最初に申し上げなくてはならなかったのかもしれませんが、その際に平成29年12月に宮城県美里町新中学校基本構想というのを策定しておりますけれども、これの策定後の説明が議会にはなされていなかったというご指摘をいただきまして、急遽だったんですが初日の9時から全員協議会を開催いただきまして、改めてこの基本構想について議員の皆様にご説明をさせていただいたというところがございます。

この基本構想につきましては、5月に策定しました「中学校再編整備の具体化に向けて（美里町新中学校整備計画案）」というのがあったんですが、それを6月の全協で一応説明はさせていただいているんですね。そのときは、まだ「案」という状況だったんですが、その具体化案の中にある構想部分、これをちょっと文言整理をしまして、美里町新中学校基本構想というのをその年の12月に策定したんですけれども、その部分についての改めての説明がなかったのではないかとご指摘をいただきまして、初日の9時から全協で改めて説明をさせていただいたというところですが、同時に福田議員からこの件についての一般質問もいただいておりますので、それに対しての再質問がございまして、基本構想の説明が漏れたことにつきまして「再発防止はないのか」というご質問に対しては、「教育委員会が毎月ありますので、その中で今後も確認していく」ということでお答えをしているところでございます。

それから、不登校等の対策について、これは当初の質問では学校再編に絡めての質問だったんですけれども、「今でもできることがあるのではないかと」というご質問だったんですが、「今できることは行っております。学校の巡回等も2人で行っております。それぞれのケースに応じた保護者対応も行っております」というお話しをしております。

それから、「30人未満の少人数学級については、今でもできるのではないかと」と、こういうようなご質問をいただきまして、「統合してからでなくて今からでもできるもの、来年度からでもしてはどうか」というご意見をいただいたところですが、これにつきましては「先生の確保等、すぐやるとすれば難しい問題もある。ただ、北部教育事務所に対してはその点も相談させていただいておりますし、少人数でなくても先生の加配の申請などは行っているところもある。ということで、既に取り組んでいるものはあります」というお話しをさせていただいているところです。

それから、少人数学級に対応した教師の増の部分ですね。5人必要だというお話しをしているところでございますので、「どのような方法で確保できるのか」というご質問をいただいておりますが、「北部教育事務所とは既にお話し合いは行っている」というお話しをしているところ

でございます。

それから、最初の一般質問の中で、「年間の投資的経費に含まれない、今後負担すべき経費は幾らかかるのか」という質問がありまして、それに対して「年間1億2,000万円程度」という答弁をしておりますが、「その内訳を教えてください」という質問がありまして、これに対しては「バスの運行で5,000万円、それから教員5人の増員分で5,000万円、それから学校維持管理費1校当たり2,000万円と見込んで、1億2,000万円という数字を出している」というお答えをしているところでございます。

それから、電磁波の内容での再質問がございまして、「用地計画の中で、電磁波のことを考えて配置計画を考えていくというようなどころがあるが、電磁波が体に影響がないのであれば必要ないのではないか」というご質問ですね。これにつきまして、「数値は低くて、人体への影響はないと考えているけれども、用地計画の中での学校の配置はやはり考える」というようなお答えをしているところでございます。

それから、地盤ですね。「地盤が悪いというようなお話で、なぜここなのか」というご質問に対しては、「教育委員会としては学校の場所を選定する際には優先すべき条件を設定し、それに基づいて場所を定めております」というお答えをしております。

一般質問については以上でございます。

それから、資料のページで申し上げますと32ページから一般会計の補正予算が記載してございますが、教育委員会にかかわるものとしては35、36ページの下の部分ですね。「外国語指導助手設置事業」、ALTの部分です。この補正予算と、次のページになりますが「新中学校整備推進事業」が教育費に予算化されております。

この内容についてのご質問がございまして、我妻議員からまず最初質問がありまして、中学校の予算に触れまして「地権者には了解もらっているのか」というご質問いただいたんですが、これは「これから了解もらっていく」というお話しをしております。

それから、手島議員からもこの件で質問いただきまして、「PFIの導入可能性調査について、町直営ではなくてなぜ委託なのか」というご質問がありましたが、これにつきましては「やはり専門的な知識のある方にしっかりとした判定をしていただく必要があるということで、しっかりとノウハウのある民間事業者に委託を予定している」という答弁をしております。

それから福田議員からですが、ALTの関係でご質問いただきまして、今回当初予算でなく補正予算でこれを計上したことについての質問だったんですが、「なぜ予算審査のときにこのことに触れていないのか」というご質問いただきました。これにつきましては、「町としては1

月になってからこのALT、ジェットプログラムによるALTの手を挙げさせていただいて、結果的に4月になってそれに対する決定通知がいただけたということで、当初予算に盛り込むことはできませんでしたし、予算審査の段階でもジェットプログラムによるALTが決定してはおりませんでしたので、ご説明することができなかった」ということでお話しをしております。

それで、もともと前にジェットプログラムでやっていたものを、民間事業者に移行した経緯があるということで、その件について「いろいろな問題点があつて移したのではないのか」という質問がありましたが、「当初そのALTをジェットから民間事業者に切りかえた際には、民間事業者でも交付税措置、財政措置ですね、国の財政措置が今後あるだろうという見込みがありました。であれば、町の職員とかそういった部分での負担が少ない民間のほうがいいのではないかということで切りかえたところですが、現実的には町の財政措置はなかったということで、今回2人のALTを1人増員して3人にふやす。各中学校区に配置しても、財政負担が少なくて済むジェットのALTに切りかえました」というお話しをさせていただいております。

それから、学校再編のほうの質問で、村松議員から「市場調査のいつの時点で、PFIにするのか、従来方式にするのかという判断をするか」という質問がございまして、その対応としては「サウンディング調査というのがありまして、いろいろな業種の方の参入希望がどれほどあるかという調査をするということですが、年内にはその方向性を見定めたい」という回答をしております。

予算についての質問はこのくらいだったかと思いますが、最後質問が終わった後ですけれども、この一般会計の補正予算に対しての討論がございまして、手島牧世議員から反対討論がございました。新中学校整備の推進事業について、基本構想の説明がきちんとされていなかったというようなこと、あるいは用地についてまだ十分に理解を得られていないのではないかとというような理由から、「反対します」という討論をいただきました。結果としましては、賛成多数ということで可決をいただいたという内容でございます。

すみません、口頭だけで申しわけありませんが、以上になります。

○教育長（大友義孝） それでは、美里町議会6月会議についての報告をさせていただきました。

この報告に対するご質問、ございましたらお願いいたします。特によろしいですか。成澤委員さん。

○委員（成澤明子） 1つ、議会答弁28ページで、高圧線からの電磁波ということがありましたけれども、「国内の磁界数値に比べて十分低いレベル」だということ、あるいは「東北電力の

職員が平成29年と平成31年に調べて、「大丈夫」なんだということなので、やっぱりその数値をきちっと何かの機会に、「こういう数値だから大丈夫なんですよ」ということをやったほうがいいんじゃないでしょうかと思います。

○教育長（大友義孝） 今、いいの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 電磁波につきましてはやはり身の周り、生活している中で大分今電磁波があるというか、スマートフォンであったりパソコンであったりゲーム機であったり、あとは普段生活する中で電気を使えば電磁波が出るというところがありまして、やはりそういうものに対しても注意が必要だというような話も当然ございます。ですから、そういう部分につきましてはしっかりと認識した上で、今回の高圧線の部分についても考えていかなければならないと、その要因に1つにはなるかなと。

ただ、そういう身の周りの製品に比べましても、高圧線から出る電磁波につきましては数値的には低い。例えば国の規制値が200マイクロテスラというような数値なんですけれども、あと国際的には100マイクロテスラと、例えばヨーロッパなんかではそういうところもございます。そういう中で、今回測定している数値が高いところで0.14マイクロテスラという数値が高圧線に出ております。ただ通常生活する中で、例えばスマホであれば10マイクロテスラとか、電車の中に乗ったとしてもそれに近いような電磁波が出ているというようなところもありまして、あとこたつとか電気毛布とかいろいろあるんですけれども、そういうものに比べても大分低い数値ではあるというようなところで。

ただ、全く配慮しないとかそういうことにはならないということで、今回も計画の中で、設計を進めていく中で配慮しながらということで計画にも載せておるんですが、そこら辺はちゃんと取りまとめてデータも取っておりますので、あとお示しをさせていただきたいなというように思いますので、よろしくお願いたします。

○委員（成澤明子） よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

それでは、日程第3の報告第7号については、以上で終了させていただきます。

それでは、これより暫時休憩をさせていただきます。3時まで休憩ということにさせていただきます。よろしくお願いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時05分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

それでは、次に日程第4の報告第8号に入るところでございますが、この生徒指導に関する部分と区域外就学、並びに協議事項で基礎学力向上の部分、そしていじめ・不登校対策の部分につきましては、秘密会にすべき案件ということにすべき案件ということに考えておりますが、もしよろしければ秘密会というふうにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり） よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第4と5、それから日程第8につきましては、協議事項の日程第9の後に、その他の前に審議させていただくことにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

協議事項

日程 第6 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） それでは、協議事項に入ります。

日程第6、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について議題といたします。でございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育次長（佐々木信幸） それでは、引き続きまた私のほうから説明させていただきます。資料は、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」（対象年度：平成30年度）の冊子が1つ。それから、資料としての「関係法令チェックシート」、同じく平成30年度を対象とした冊子の2種類になります。

またちょっとお時間をいただきたいと思っております。すみません。

まず、この教育に関する点検・評価につきましては、昨年度の点検評価としては非常に時期がおそくなったというのが最大の課題ということで捉えておりまして、実際にでき上がったのが1月の末ですね。それで、議会に提出・公表いたしました、行政報告として議会で報告ができたのは3月議会ということでしたので、非常におそくなってしまいました。それで、今回はそのようなことがないようにということで取りかかりを早めまして、今回一応体裁としましては昨年度の形を踏襲した形で整えているというところでございますが、ただまだまだ未完成

なところがあります。その辺は、今後評価委員さんとの話し合いの中でも多少修正していくという部分があるかと思いますが、現時点での内容についてお話しをさせていただきます。

2つありますけれども、最初資料の法令チェックシートのほうからちょっとお話しをさせていただきます。中身が結構量がありますので、全ての説明はちょっと時間がないのでできないので、前回からの変更点ですとか、あるいは評価の中身が変わったところ、あるいは考え方の整理の仕方をちょっとかえたところなどについて、お話しをさせていただきたいと思います。

それでは、法令チェックシートになりますが、この段階ではまだ前回と同じ法令に関するチェックシートになっております。評価委員さん方からの要望というかで、条例とかそういったものに戻してはどうかというようなご意見もありましたが、そこまではまだできておりません。今後の時間とペースを考えながら、もし含められる部分があれば追加していきたいというふうを考えております。

それで、ちょっと書きぶりを変えたところですが、10ページをお開きいただきたいと思えます。「指導主事その他の職員」の部分です。第18条3項指導主事の配置について記載している部分ですけれども、前年度までは「指導主事の配置については努力目標と解釈される」という部分までは同じなんです、その後の部分としては「今後も指導主事についての配置は検討していく」というような部分だけだったんですが、そこにちょっと書き加えたのが、本町としては「学校教育専門指導員を教育委員会の事務局に専任で配置し、各学校への指導に当たっております」というところを書き加えております。ただ、「指導主事の配置については、今後も継続して検討していく」というふうに結んでございます。一応法令チェックシートとしては、前年と同じ「△」のままということにしております。

それからちょっと飛びますが、23ページお開きください。23ページの真ん中の「自己評価の結果の公表」ということで、これは教育委員会がする自己点検ではなくて、各学校がする自己評価の結果の公表という部分でのチェックなんですけれども、ここに従来は町が行う自己点検評価の巻末資料として、「各学校が行っている美里町の教育ビジョンにかかわる点検評価をした内容を載せております」という表現をここに載せていたんですけれども、この法令の意味するところは実際に学校の自己評価を行うこと、それからそれを公表することという中身でありまして、ちょっとずれているものであったのかなというふうに思っているんですけれども、これ現在各小中学校に確認したところこの学校教育法施行規則にのっとり、全ての小中学校で自己評価を行っているということが確認できました。その結果につきましては、基本は保護

者の方へお示ししている、それから学校評議員にもお示ししてご意見をいただいているというのがございましたので、このように実施しているということで書きぶりを変えてございます。

続きまして、45ページをお開きください。学校給食に関する栄養価の問題の部分です。これは、昨年度の点検評価でも取り上げました。ただ、実際は平成30年度に、県内の学校の栄養価の摂取率が100%になっていないというようなことが問題視された内容だったので、前回の点検評価に入れるかどうかちょっと悩みながら、評価委員さんとも相談して入れたところがあったのですが、今回平成30年度が対象なのできちんと入れ込まないといけないということで、このように入れたところなんです。評価としては「△」になります。

本町でも、この栄養価に関しては調査を既に実施しておりまして、全ての栄養価において摂取率が基準を満たしているというわけではやはりなかったというのが明らかになってございます。それで、その件につきましては栄養士会で協議をいたしまして、検討を既に行っている、対応策も検討しているということでの書きぶりにしてございます。

47ページをお開きください。次のページです。社会教育法に関する部分です。ここ、ちょっと書きぶりを変えたところがございます。社会教育の推進にかかわる部分なんですけれども、実施状況の部分はこれまではこの中に社会教育推進のための計画を策定していないので、社会教育自体は進めていますけれども、基本計画をきちんとつくっていないので、計画的に進められないということで「△」にしておりましてけれども、今回社会教育を担当する職員とちょっと話し合いまして、社会教育に関する計画書そのものはつくっておりませんが、平成30年度に美里町教育振興基本計画を策定しております。その中には、「社会教育」「生涯学習」という部分もきちんと整理しておりまして、「課題」それから「目標」それから「施策の展開」まできちんと計画的に網羅する形でつくっておりますので、これをその「社会教育のための計画」として位置づけることができるのではないかとということでこのような書きぶりを変えまして、「計画的な取り組みを行っている」ということで今回は点検としては「○」とさせていただいたところです。

ちょっとこのところは、教育委員さん方のご意見を後でお聞かせいただきたいんですが、こういうちょっと考え方の変更したところですね。それでいいかどうか、ちょっと確認を後でお願いしたいと思います。

それから次のページ、48ページです。真ん中の文化財保護法に関する実施状況の部分で、前回はここが唯一「×」印がついたところだったんですが、中身とすれば平成28年度に「後藤の朱槍」を町指定文化財として指定したんですが、その文化庁への報告が漏れていたとい

う指摘がありまして「×」印だったのですが、今回は平成30年度において新たな文化財として天然記念物「十王山の槻ノ木」が指定されましたが、これにつきましては法令にのっとって文化庁への報告もきちんとしていると。あわせて、漏れていた「後藤の朱槍」の指定についても文化庁に報告をしましたということで、「○」印をつけさせていただきましたので、前回の「×」はここで消えましたということになります。

一応チェックシートは以上になります。

では、本編のほうの「点検・評価報告書」に移りたいと思います。中身の構成は、前年度のものとの余り変更はございませんので、こちらの変更点についてのお話しをしていきます。

まず3ページですけれども、「教育委員会の職務」の欄です。文面は変更ありませんが、下の名簿のところの後藤委員のところに「教育長職務代理者」というものをつけ加えております。それから留守委員のところは2期目に入っておりますので、就任年月日と任期を修正しております。

次のページ、4ページです。教育委員会の組織のところは1つ加えたものが、一番上の教育総務課の枝についている係の一番下に「学校教育環境整備推進室」が去年の7月に設置されましたので、これをつけ加えております。

5ページの教育委員会関連経費は、前回に引き続きまして10款の教育費の中で教育委員会が管轄している予算の部分を抜き出して記載しておりますが、実際今まだその決算書ができていないんですね。なので、会計課で出している原稿があるんですが、それに基づいて記載しておりますので、今後変わる可能性はございます。ということです。

それから、6ページ以降は教育委員会の会議運営状況ということで、4月から3月まで行いました定例会、それから臨時会の議題、それから時間、発言回数等の整理をした表でございます。実際これ今の段階なので、各会議の時間とかも入れてはありますが、正式に公表する段階ではこういったものはちょっと削除いたしまして、もう少し体裁を整えていくということにしております。

14ページに、それらをまとめた集計表があります。これでいきますと定例会が12回、臨時会は11回開催しております、時間もそれぞれ計算しておりますけれども、定例会では平均4時間、臨時会では平均1時間53分という時間になっております。発言回数は、トータルで668回という回数になっております。この辺のところは、後の点検・評価の文章にちょっと使っているところがあります。

5番の教育相談の実施状況については、齋藤青少年教育相談員から提出をいただいた資料に

基づいて作成をしております。

次のページお開きください。「点検・評価の対象と方法」、これは前年と同じ中身です。点検・評価の対象としては大きく3つ挙げておまして、まず教育委員会の会議運営に関すること、2つ目が教育委員会が管理及び執行する事務について、3つ目が総合計画を推進するための取り組みについての点検と評価をするという方法にしております。

「点検・評価の方法」として、次の17ページにありますけれども、まず教育委員会事務局が原案を作成し、教育委員会でご協議をいただく。それを評価委員会に諮りまして、評価委員会から意見を求める。それをまた再度まとめまして、教育委員会において再度審議をいただきまして、最終の報告書を作成するというふうな流れで今回も進めたいと思っております。

今後のスケジュールについて、ここでちょっとお話しをしたいと思うんですけれども、評価委員会につきましては7月に少なくとも2回は開催する考えでございまして、1回目は7月の第2週、8日の週ですね、この週にまず1回目を開きまして、次の回についてはそのとき評価委員の皆様と決めたいというふうに思っておりますが、少なくとも7月中2回と思っております。ただ8日の週、先ほどの日程でお話ししましたが、教育委員会の臨時会の予定がございしますので、そちらを決めていただいてこちらの日程調整をしたいというふうに思っております。

それで、7月の定例会まで評価委員さんからのご意見をいただいて、まとめられればその時点で最終的にご協議いただくということになりますが、それまでまとまらなければ8月にずれ込むこともあるかなというふうに思っております。全体的には、9月の議会で報告とさせていただきますが、その前段として全員協議会を8月後半で開いていただいて説明をするということになるかと思っておりますので、それが8月の定例の教育委員会後であればいいのですが、その前にやるとなるともしかするとですが8月に教育委員会の臨時会を開いていただいて、最終の報告書のまとめをしていただくという可能性もあるかなというふうに思っております。その点につきましては、今後進めながら検討させていただきたいと思っております。

次の18ページに移ります。18ページからの部分につきましては、これは前年度からの課題の積み残しの部分ですね。評価委員さんから「改善の必要なもの」ということでいただいたもので、まだ解決されていないものを載せております。それで、1)と2)なんですが、ちょっとクエスチョンマークにしておりますが、これ私の段階では疑問がございまして、以前ここは改善されていないという「×」マークで評価しているところなんですが、1)の研修なんですが、これにつきましては今まで4つほど研修会を挙げて、具体的に例えばアンケート調査を

していないとかしているとかというような評価の仕方をしていたんですが、ちょっと調べてみますと実際にはもっと数多くの研修会を教育委員会では実施していることがわかりまして、これらをもう少し具体的にピックアップして調べないと、実際のところはわからないのかなというふうに思っております。

ですので、「改善されていない」と判断できるかどうかちょっと疑問ではありますが、ここが「×」になるか、あるいは「改善されている」となるかは今後の調査の中で、事務局のほうにらせていただければというふうに思っております。

それから、2)の学校評議員の部分なんですけど、これ後からもちょっと出てくるんですけども、昨年度この報告書をまとめた後に評価委員さんからも「現場の先生方の意見を反映できないのか」という、これは実は課題としてもあるんですけども、19ページの3)のところにもあるんですけど、実際この報告書できてから昨年度校長会・教頭会、それから事務長の先生方の会議でお示しをしまして、意見をいただいているんですね。そうすると、どうもこちらの評価している例えば内容と、例えば評議員さんの結果ですね。評議員さんにつきましては、目標が3回なのに2回しかできていないので、評価としては余りいい評価をしていないんですけども、学校側からすると「数の問題ではなくて、きちんと評議員さんから意見をいただいて反映させていただいている部分があるので、そうではないんじゃないか」というふうなご意見があったりとか、どうもこちらの評価とちょっとずれている部分があったものですから、今後なんですけどこの部分学校にアンケート調査をさせていただいて、現場の声を反映させるというご意見もありますので、そういった手法で今後やらせていただきたいなと思っております。

それによって、この「評議員が十分に活用されていない」という内容を、学校の意見で変える可能性がありますということをお話しさせていただきたいと思います。

それから、3)議事録の公開におくれが生じているというのは、これは改善されておらずで、今後なお改善していくということです。

あと、右の19ページになりますが、(2)の評価委員会から指摘された課題の改善については、図表化の部分ありますが、これも今の段階では図表化が余り去年と変わっておりませんので改善されていないんですけれども、評価委員さんにお示しするときまでにもう少しこの報告書自体をレベルアップできれば、ちょっとこの辺の書きぶりも変えていきたいなというふうに思っております。

3)今申し上げたとおり、教職員の意見を反映することはできないかという部分で、今後反映するためのアンケート調査を実施していきたいというふうに思っております。

次のページ、20ページです。5)の部分、先ほどの関係法令チェックシートのところでもちょっとお話ししましたが、「社会教育の振興につなげるための社会教育振興計画を策定する」という項目で、これが策定されていないので今までは「改善されていない」という評価だったんですけれども、先ほど申し上げたとおり平成30年11月、これは教育委員会で最初につくった振興計画じゃなくて、美里町としての町と教育委員会として策定したものが今年の11月からなので、一応こういう書きぶりにしましたが「新教育振興基本計画を策定しました」と。その中で、社会教育については進めることができるので、評価としては「改善された」のではないかというふうな書き方です。

それから、6)の評価委員会の開催を早い時期にというのは、今進めている段階で既に早い段階でやっておりますので、ここをちょっと今現在進行形で書いておりますけれども、最終的には過去形の表現に直したいというふうに思っております。

あと21ページですね、12)、こちらに先ほどもちょっと取り上げましたが、学校給食の栄養価の問題を記載してございます。評価委員さんからは「足りない部分があれば速やかに改善してほしい」「早急に調査をしてほしい」というご意見だったんですが、調査自体は既にしておりまして、栄養士会でも検討しております。また、実際にじゃあ全ての栄養価を100%にできるかということ、これはかなり難しい、限りなく難しい問題だということで、いかに近づけられるかということだと思っておりますけれども、それについてはその数値についても各学校・栄養士さんの献立によってばらつきがありますので、そのフィードバックしております資料、それから献立表に基づいて栄養士さん方がお互いの献立を見ながら、今後も検討していく。「献立の作成に努めていく」というふうな表現にしております。

では、次のページです。点検・評価の「教育委員会の会議運営」のところ、前回とちょっと変わったところですが、これは余りよくないほうに変わっておりますけれども、23ページの⑩の部分です。「議事録は次の定例会において承認を受けたか」という部分なんですが、平成30年度中の記録を見ますと、上半期はおおむね次の定例会で承認を受けているようなのですが、後半になりますとだんだんおくれが出てきまして、次の定例会で承認を受けていないということがわかりましたので、ここはそのように記載をしております。

それから24ページに移りますが、委員の発言状況のところ、②のところ記載があります。全体で今回は発言回数が実は減っているんですね、前回に比べますと。ただ、これにつきましてはちょっと書いてありますけれども、学校再編に関する協議が秘密会で行われたケースが多くありまして、秘密会については発言回数をカウントしていないので、それで数が少なくなっ

ているというふうなことになっております。

それから、下から2番目の⑥ですね、議事録の公開。これは、議事録の承認におくれがあったのに伴いまして、議事録の公開についてもおくれが生じているというふうなところでの評価をしております。

続きまして、次のページですね。26ページ、27ページをお開きください。26ページの「教育委員会が管理及び執行する事務」の1)の部分です。「教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事」については、平成30年度中に行いました新中学校の再編建設に向けた活動内容を記載してございます。

それから27ページ、2)ですね。「教育機関の用に供する財産の管理に関する事」、この中で実績のところにつけ加えておりますのが、ブロック塀の安全点検ですね、去年いろいろ問題になりました。町内の小中学校のブロック塀の点検につきましては、小牛田中と不動堂中学校に建築基準法施行令に適合しないブロック塀がありましたということで、これについては撤去したということを書き加えております。

ちょっと飛びます。31ページをご覧ください。7)「校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事」につきましては実績として平成30年度中に行いました主な改修工事、それから主な備品購入等に変更しております。この部分においても、点検・評価の中で先ほどお話ししましたブロック塀のことについて触れております。

次のページ、32ページをお開きください。8)研修に関する事で、先ほどちょっと申し上げました。実績として、今この3つですね、今回。昨年度は、教職員を対象にした悉皆研修っていうんですか、夏場に毎年やっている大人数の研修あるんですけども、これ予定はしていたんですけども講師の先生の体調不良ということで急遽中止になりまして、毎年4つ上げている研修が3つに減っているんですが、これ以外にも教育委員会が主催する研修会って実は多くありまして、教員補助員の研修会とか、特別支援教育支援員の研修会とか、ちょっと拾い漏れているものがありましたので、それらを今後書き加えて実績の中に入れていきたいというふうに思っております。

あとは、ちょっと38ページに飛びます。この部分は、19)の「教育に関する事務に関する事」で、総合教育会議についてという記入部分がございます。これについては、昨年度実績として2回総合教育会議を開いておりまして、それぞれの会議の日程、それから議題についてを記載してございます。

では、41ページに飛びます。40ページの②から法令点検に入っております。最初に法令

チェックシートで申し上げたとおり、今回の点検で「×」印をつけたものはございませんでしたが、「△」のものが幾つかございましたので、それについての評価を記載しております。

1つ目は、「財産の管理及び運用」の部分ですが、中塚小学校の部分にプールと給食棟がまだ残っておりまして、これは早急に撤去する必要があるということです。一応担当からのお話しでは、今年度予算措置ができなかったんですけれども、令和2年度の当初予算に今後計上できるように準備を進めていくと。その後は、用途廃止を行い、敷地なども有効に活用できるように進めていきたいというふうな改善策としております。

42ページですね。何回か見てきました学校給食に関する部分で、法令チェックで「△」がつかまりましたので、ここについても「栄養士会を開いて対応策について検討しました」ということと、「今後も栄養士と情報共有して、献立表の適正な作成に努めてまいります」という表現にしております。

それで、43ページの一番上ですね。42ページの一番下からの続きなんですけど社会教育の部分、これ前は「△」だったので一応載せたんですが、学校教育振興基本計画にかえて社会教育を推進するという考え方の整理で、もしよろしければこれは法令チェックでは「△」ではなくて「○」になるので、この部分はなくなります。一応まだ載せておりますけれども、そういう方向でいかどうかの確認を、ちょっとお願いしたいと思っております。

それから46ページになりますが、これは総合計画を推進する取り組みの中の学力向上の部分、一番下のところですね。全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差、これが一応施策の指標となっている目標になっておりますので、それをういて記載してございまして、平成30年度の平均の結果として県平均に対してまだ下回っておりますというのが現状でございます。実績としては、小学生が件平均に対して1.0ポイント、中学生は4.0ポイント下回っております。参考で前年度の実績がありますので、これを見ますと小学生は差が縮まっていますが、中学生は差が広がっているという結果になっております。

次の47ページの上の表ですが、これ前回から取り入れた内容です。CRT検査で下位群、評定1の下のほうの下位群の出現率がどれくらいだったかという表なんですけど、この表の見方としては平成29年度の実績、5年生が22%でしたと。この生徒が6年生に上がった平成30年度は、14%に減っています。平成29年度4学年だった児童が25%でしたが、5学年に上がると24%に若干ですが減っているということで、下位群の出現率が同じ子供たちなんですけれども、少しおさまっているというようなことが数字としてわかりましたという結果になっております。47ページの部分、今の部分の説明が「目標達成に向けて」の真ん中あたり

に、文章で記載しているところであります。

主なところは以上でございますが、ほかにも前年度と比べて書きぶりが多少変わっているところはございますが、ちょっと大きく変わったところについてお話しをさせていただきました。

ご協議いただきたいのは、先ほどちょっと申し上げました社会教育の部分の考え方ですね。社会教育に関する計画はつくっていませんけれども、教育振興基本計画に社会教育の部分が網羅されているので、それにかえることで整理をつけましたということでもいいかどうかというところを、ちょっとご協議いただきたいなと思っております。

あとは今後の進め方、前年度と同様の進め方で今後進めさせていただいてよろしいかというところ、先ほどスケジュールちょっとお話ししましたけれども、その辺のところをご協議いただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、きょう初めて委員の皆様方は目にするわけでございますが、今教育次長からお話しがありましたように社会教育の部分について、計画の部分を教育振興基本計画に解釈してはどうかという提案ですね。まず、その辺のところからお話しをさせていただければと思いますが、いかがでしょうかというよりも改めてこの計画をつくる意味という部分は、どうも基本計画があればいいのではないかなというのを推察するわけですが。

○教育次長（佐々木信幸） あともう一つとしては、今社会教育という限定した部分、教育委員会で持っていますけれども、もともとは生涯学習振興計画というのが生涯学習課とかまちづくり推進課で社会教育振興をやっていたときには、それに基づいてやっていたんですが、教育委員会の管轄となると今社会教育というもっと狭い範囲といたらいいんですかね、になっているので、その部分だけでの計画をつくるというところ、必要があるのかどうかというのもちょっとございまして、疑問に思っていたところではあるんですけども、今回平成30年の3月に教育委員会で教育振興基本計画というのができて、11月にはそれが総合教育会議の中で町長とも調整し、町全体の振興基本計画にもなりましたので、まちづくり推進課とかそういった町長部局もかかわるものとして認めていただいているわけですので、それがこの社会教育基本計画に部分的にかえることができるのではないかなというふうな考え方の整理なんですけれども。

○委員（後藤眞琴） 申しわけないんですけども、美里町教育振興基本計画で社会教育についてどうということ書いてあるのか、ちょっとコピー。

○教育次長（佐々木信幸） ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

○教育長（大友義孝） じゃあ、暫時休憩します。

休憩 午後3時44分

再開 午後4時15分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

それでは、先ほど懸案でありました社会教育の関係について、改めて計画書という部分はないのですが、美里町教育振興基本計画というものがあるので、それがあつたということを前提にしてはどうですかというお話しでございました。今確認いたしますと、美里町教育振興基本計画の中では社会教育の関係の我が町にとって必要な事項が記載されていまして、どういふふうに取り組んでいくかということも明示されている。したがつて、社会教育についてはこれで行つたということにしてはどうかということだと思います。

どうでしょうか、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）じゃあ、そのように整理をさせていただきます、点検・評価のほうをつくつていくということにさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（佐々木信幸） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） それから、点検・評価の日程の関係ですが、先ほど説明がありましたように、点検・評価の委員会を7月ごろにまず2回ぐらい。

○教育次長（佐々木信幸） そうですね。

○教育長（大友義孝） 最終目標は、9月の議会で報告をするということにしたいと考えております。そういった方向でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）お願ひいたします。できる限り定例会のほうで、教育委員会の皆さんには承認をいただけるようなスケジュールでいくといいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育次長（佐々木信幸） それでは、協議事項の日程の5番目については、以上で終了させていただきます。

○教育長（大友義孝） 続きまして、ちょっとだけ休憩させてください。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時20分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

日程 第7 「令和元年度 美里町の教育」について

○教育長（大友義孝） では、協議事項です。日程第7、「令和元年度 美里町の教育」について議題といたします。

まず今日の資料について、委員の皆さんのお手元に配付されていると思いますが、まず忽那先生の説明必要ですか。

○学校教育専門指導員（忽那正範） 前回の定例会のところで、例えば表紙のところ生徒の活動の様子の写真を提供してもらってというふうな形で、一応不足のところを全てそこで補っております。それで、このお手元にあるものが、一応ここで協議していただきまして、その上であと変更等、修正等ございましたら修正をし、改めて各所属に配付していくというふうな流れで考えております。

以上です。

○教育長（大友義孝） わかりました。ありがとうございます。

では委員の皆さん、ご覧になっていると思われませんが、全体的に通してご意見があればお伺いしたいと思います。

ちょっとその前に、教育総務課長から。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと私のほうから補足説明というか、させていただきたいと思います。

資料が、ちょっと表題つけていなくて申しわけないんですが、「平成18年度事務事業概要調書」というものがお手元にあるでしょうか。今日お渡ししたものですね「平成18年度事務事業概要調書」、ありましたか。皆さん、よろしいですか。

これが、ちょっと住民の方からお話しとかメールがございまして、町民憲章の取り扱いについてちょっとここで確認をしていただきたいなというところでございます。

この資料は、町民憲章がどのような形で制定されたかというものを説明するための資料ということになります。平成18年度に「事務事業概要調書」と、事務事業として行っているということございまして、中ほどに事業概要というのがございまして、「町章、町花、町木」とい

うのがまずありまして、その下に「町民憲章」というのがございます。この中で、策定委員会というものを設置いたしまして、6月12日、6月29日、7月13日と、3回の開催をしている。そして、町長のほうにお返ししているというか、その結果をお返しして、町長のほうであとは制定ということで、お披露目を7月29日に制定をして、このときに式典をやられたというようなこととして、その中でお披露目をしているというようなところでございます。

それで、その裏面から「美里町町民憲章策定委員会議事録」ということで、3回分の議事録をお付けしているところでございます。細かいところについては、あとお読みいただければというふうに思うんですが、メンバーが1番最後から2枚目の裏面でございます。すみません、飛んで申しわけないんですが、7名ほどのメンバーでございまして、まずは学識経験者として当時不動堂中学校の先生、あと南郷中学校の先生、あとは町内在住者ということで小西さん久保さん、あとは早坂さん、あとは当時の助役の木村助役、あとは当時の宮嶋教育長、これがメンバーでということで、このメンバーで3回の検討を行って、それを町長のほうに戻してというんですかね、その結果をまとめて町長のほうで制定しているというようなことなのかなというところでございます。

それで、最後に要綱をつけておりまして、町民憲章を策定するために設置するというのでこのメンバーで検討して、何回もくどいようですけれども、この中で議論をして策定に至ったというようなところでございます。

この件につきましては、議会の承認を得ているとかそういうことではなく、こういう選定委員会をつくって、その中で決めたというようなところでございます。

私のほうから、補足として以上でございます。

○教育長（大友義孝） 今町民憲章のお話なんだけれども、これ「美里町の教育」の中に、1ページ分「美里町町民憲章」という部分があるんですね。これについて、今お話しを受けたのですが、何をしようということなのか。町民憲章が要らないのではないのかとか、いろいろなことがあるんだと思うんですけれども、課長、その辺の趣旨ですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、まず今回の「美里町の教育」、つくっていただいたものの3ページでございます。「美里町の教育」というところの中に、一番最初の「美里町教育理念」というところで書いてございます。その一番初めに、「美里町民憲章の理念と美里町総合計画・総合戦略に基づき」ということになっておりまして、この文言が一番最初は入っていなかったと思うんですけれども、これにつきましては平成27年ですかにこういう部分が出てきている。「町民憲章の理念と」ということですね。

当時教育委員会の中で議論をいただいて、これをつけ加えたということでございまして、その中で町民憲章の成り立ちについては先ほどお話しをしたようなところなんです、「美里町の教育理念」としてこの「町民憲章の理念と」ということで「総合計画」と並べてそれに「基づき」というような形で掲載されておりますので、これについてちょっと疑問というか、これで果たしてよろしいのかというようなところであると思います。

○教育長（大友義孝） 後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 課長さんね、この平成27年に入れたそのときの当時の議事録ですか、そのコピーとか何かすぐわかりますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 議事録自体は、抜き出しはできると思いますが。

○委員（後藤眞琴） じゃあちょっと、1回の会議で入れたのか。

○教育長（大友義孝） じゃあ、ちょっと休憩とりましょう。その間、用意をお願いします。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時53分

○教育長（大友義孝） じゃあ、すみません、再開をいたします。

それでは、先ほどの件であります。どういった経過があつて、この町民憲章を載せたのかということでございますので、まず議事録をいただきましたので、その中からどこにあるか確認してからということにしたいと思っておりますので、お願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、ちょっとお手元に平成26年12月と平成27年1月の当時議事録ということでつくってございますけれども、それをそれぞれ全部コピーをさせていただきました。それでこの中の、まずは平成26年12月の3ページ、下にページ振っておりますけれども、3ページの上のほうになります。協議事項の第10「平成27年度美里町教育基本方針案について」、この中でお話し合いをされているというところ、名称が「美里町の教育」ではなく当時はこういうような「教育基本方針案」ということでご協議いただいているというところでございます。

それでページをめくっていただきまして、10ページの上から「基本方針案」ということでご協議いただいているというところでございますので、この中で「町民憲章」という表現

が出てくるのが16ページでございます。16ページの中に上の部分ですね、成澤委員の発言の中で「この町民憲章というものがありますので」というようなところで言葉が出てきておりまして、「この精神を入れたらどうですか」というようなお話もあって。

○委員（成澤明子） 原因は私だったんですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、多分明確にこうというのはないんですが、いずれ2回ほど協議していただいております、平成27年1月の時点ではある程度案を出していただいております、その中には最初の部分に「町民憲章」というのが入った案が出てきているというような流れなんですけれども。

○委員（後藤眞琴） それ、何ページ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 平成27年1月につきまして協議事項の第8ということで。

○教育長（大友義孝） 8ページの下の部分から、この協議事項についてスタートしております。これは事前配付をして、意見をということでお配りしているんですかね。

○委員（後藤眞琴） 少しわかりました。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） このときからそういう文言が入って、「町民憲章」という部分が入ってきたということですね。

○委員（後藤眞琴） 時間かかって、どうも申しわけありません。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、遅くなりました。申しわけございませんでした。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

行ったり来たりしてみないと、私もなかなか理解できない。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。

○教育長（大友義孝） でも、何か当時の平成26年12月を見ますと、ここで言われているのは「何々になります」「何々になります」というふうな部分の位置づけではなくて、前段の云々という、ここを定める部分を抜き出ししているんですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 前文ですね。

○教育長（大友義孝） 前段部分ですね。趣旨的な部分からすると、ここを入れたかったということのように見えるんですけども。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。

○教育長（大友義孝） ここであれば、別に問題ないような気がしますけれどもね。

○委員（後藤眞琴） いや、やっぱり全体見ないとならないですよ。

○教育長（大友義孝） こうなっちゃうとですね。

○委員（後藤眞琴） だから、やっぱりそういう読み方もいるんだということを考えますと、これ外しても。

○教育長（大友義孝） よろしいかもしれないね。どうですかね、皆さん。

まず表紙の裏に「町民憲章」とあるんですけども、美里町ならず、よその町も「町民憲章」載っているんですよ。ただ「町民憲章」載っているんですけども、3ページのように「美里町町民憲章の理念と」という部分を最初にもってきたところというのはないんですね。「何々町」「何々市の教育」というかね。

今後藤委員さんが言われるように、ここの部分は除いて、そして3ページの部分を合わせるとうるとここを教育基本法、入れなくても。

○委員（後藤眞琴） 入れなくてもいいんじゃないの。

○教育長（大友義孝） 入れなくてもいいかもしれませんね。

○委員（後藤眞琴） 基本法入れなくても。

○教育長（大友義孝） 「美里町の総合計画・総合戦略に基づき」といういきなりの書き出しでも、特段問題あるようには見えないんですけども。全体に言えますけれども、平成26年12月のここに入れたいという趣旨は理解できました。理解できましたので、その上で今申し上げている部分なので。いかがでしょうか。「町民憲章」を、そういったご意見もあるというふうに教育委員会のほうに頂戴していますので、今回ここを割愛していくと。そして3ページの部分については、「美里町民憲章の理念と」という部分を除くということにしたいと思うんですけども、いかがですか。

○委員（留守広行） すみません、ちょっと確認なんですけれども、今のお話しは裏表紙にある「町民憲章」そのものも取って、さらに「教育理念」のところの最初の部分の「美里町民憲章の理念と」の部分も取る、両方取るということですか。

○教育長（大友義孝） なぜかというと、最初の平成26年の部分の趣旨からすれば、つくった前段部分だけを本当は入れたいと。だけれども、全部入れないとわからないだろうと。だけれども、全部を入れてしまうと「何々になります」というふうな表現があるので、それには違和感があるという方もあるから、そうすると誤解を招くような形になるのでこれを削除したほうがいいんじゃないかと。削除をすると、3ページの頭の部分が何のこと言っているかわかんなくなるから、それを取るというふうな解釈にしたんですけども、いかがでございましょうかと

ということなんです。どうですか、よろしいですか。

じゃあ、そのような形で今回整理をまずさせていただくことにしたいと思います。

それから、中身の部分に関していろいろと見ていただいたと思いますが、そのほか。

○委員（後藤眞琴） 次の2番目の「美里町教育基本方針」、これ気になって、どこからこれ取ってきたのかと思ってみたら総合計画・総合戦略の文言で、これは「生涯を通して学び、楽しむまちづくり」というのは総合計画・総合戦略の第1章にあるんですよね。「生涯を通して学び、楽しむまちづくり」という第1章がこうあって、その後に社会教育以下「整備します」までが続くんですね。その文言、そっくりなんです。

そうするとここに入れるとき、ふつうこういう場合には鍵括弧か何かで「引用したんですよ」ってやらないと、剽窃になるんじゃないか。そうすると、ここ鍵括弧でくくると、そのままもってきたということになるんですよね。ちょっとぐあいが悪いんでないかという気がしましたので、ここを教育委員会でこの文言を自分たちで、これと内容は同じですけども「学習環境を整備します」、これ文言を教育委員会の文章にすれば、例えば「社会教育・家庭教育・学校教育及び幼児教育が密接に連携し、豊かな人格の形成と、生涯を通して学ぶことができる住民のライフステージ、ライフスタイルに合った学習環境を整備します」というふうに、そっくりにしないでやるといいかなと。

それで、次の「また、総合教育会議において、地域の実情に応じた云々」は、これはもう決まったことなのであえて書く必要もないんじゃないかと思うんですね。そういうふうにしたらどうかなと思ったんですけども。

○教育長（大友義孝） 先生言われる「キーワード」っていうの、前段の1章の部分に書いていますよね、たしかね。「生涯を通して学び楽しむまちづくり」と。

○委員（後藤眞琴） これは、そうすると「生涯を通して学び楽しむまちづくりを進めるために」とか。

○教育長（大友義孝） でもこれを入れちゃうと、このところでいきなり3つ目が学校教育入っちゃうから。

○委員（後藤眞琴） じゃあこれ入れなくて、取っちゃっていいですよ。

○教育長（大友義孝） 生涯学習の部分もここで入れなきゃいけないので、この部分の前段の書き出しからすると、どっちかと言うと3番目、4番目。

○委員（後藤眞琴） 美里町教育基本方針、これで基本方針でありますからね。「社会教育、家庭教育、学校教育及び幼児教育が密接に連携し、豊かな人格を形成し、生涯を通して学ぶこと

ができる住民のライフステージ、ライフスタイルに合った学習環境を整備します」これ、基本方針としていいですかね。

○教育長（大友義孝） 「ライフステージに合った教育行政を推進します」「学習環境の整備」とか。

○委員（後藤眞琴） 「ライフスタイルに合った」「沿った」とかね。「ライフステージ、ライフスタイルに沿った学習」

○教育長（大友義孝） 「学習環境」、「教育環境」かな、大きい意味でいうと。「教育環境を整備する」。

○委員（後藤眞琴） 「学習」っていったら、自分から学ぶという意味が強いですよね。「ライフスタイルに沿った」「ライフスタイルに合った」「ライフステージ、ライフスタイルに沿った教育環境を整備する」、「沿った」でね。

○教育長（大友義孝） これらを全部連携させるということだね。

じゃあ、ちょっと読み上げますか。「社会教育、家庭教育、学校教育及び幼児教育が密接に連携し、豊かな人格を形成し、生涯を通して学ぶことができる住民のライフステージ、ライフスタイルに沿った教育環境を整備します」、どうですか。

○委員（留守広行） すみません、1つよろしいですか。

この「美里町の教育」の構成からいくと、最初に学校教育が来て、その後に社会教育が来るという形になっているんですが、この並びの順番ですね。これ、総合計画だと社会教育が最初に来て、社会・家庭・学校となっているんですが、その並びはこれでよろしいのかなど。構成だと学校教育が最初なので、順番を変えてもいいんじゃないか。

○教育長（大友義孝） 順番変えて、社会教育と家庭教育最後のところにしますか。

○委員（留守広行） こちらの目線とといいますかね、町長目線というのもあると思いますけれども。

○教育長（大友義孝） そうですね、構成上ね。確かに大きい3番目は学校教育ですよ。そして、大きい4番目が社会教育ですね。大きい4番、24ページ。

○委員（後藤眞琴） やっぱり学校教育でいいんじゃないですかね。

○教育長（大友義孝） 最初に。そうだね、学校教育だね。

○委員（後藤眞琴） 教育委員会でまずしなきゃならないのは、学校教育ですよ。

○教育長（大友義孝） この学校教育の中に、幼稚園教育も入るよね。（「入ります」の声あり）
ということは、ここの幼稚園教育って取ってもいいんだよね。学校教育、社会教育及び家庭教

育が密接に連携するようになって、3つだけでいいんじゃないですか。

○委員（後藤眞琴） 次のところ、10ページでは「幼稚園経営概要」、こごた幼稚園から始まりますよね。

○教育長（大友義孝） 10ページは7番目ですよ、「幼稚園経営概要」。でも、この（7）は大きい3の「学校教育」の中の（7）ですよ。

○委員（後藤眞琴） そうか、そういう意味で「学校教育」の中に「幼児教育」も入るから。「幼児教育」「幼稚園教育」、じゃあそういう意味ですね、取ってもいい。

○教育長（大友義孝） と思ったんですね。

現在にすると3ページの「学校教育」と、それから24ページの「社会教育・生涯学習」、そういう大きいくりです。その次に来るのが5番目。

○委員（後藤眞琴） 「文化・スポーツ」ですね。ああ、違った。

○教育長（大友義孝） 分けていないんだ「家庭教育」。「社会教育と生涯学習」の中に、「家庭教育」入っちゃっているんだね。ここ、「学校教育」と「社会教育・生涯学習」が、ああ「教育」って言っているんだ。

○委員（留守広行） 振興計画も、そういう項立てになっていますよね。振興基本計画では、大きい1番が「学校教育」で、大きい2番が「社会教育・生涯学習」という構成。

○教育長（大友義孝） では、それとすっかり合わせたらいいんでないの。そのほうが、よし、それでどうでしょうか。合わせましょう。（「はい」の声あり）結局、2つのタイトルしかないということか。「学校教育」が1つ、それから「社会教育」と「生涯学習」で1つということだね。じゃあ、その2つを密接に連携させて、人格の形成だね、これを目指してライフステージに合わせた教育環境を整備するということですね。

よろしいですか、忽那先生。1回読み上げてください。

○学校教育専門指導員（忽那正範） 「学校教育、社会教育・生涯学習が密接に連携し、豊かな人格を形成し、生涯を通して学ぶことができる住民のライフステージ、ライフスタイルに沿った教育環境を整備します」でよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） よろしいと思いますが、1回こうやって活字にしてみても読んでみると、「あら」と思うときもあります。なので、それはちょっといろいろ検討させていただきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） それから4ページなんですけれども、（3）の学校教育の3つの柱というところに、そのため、これ鍵括弧ついているんですけれども、「学習に対する意欲を高め、学

び方を身につけさせる」、これどこから取ったのか、何で鍵括弧つけたのか。どこからか引っ張ってきたと思うんですけども、それがわからなかったの。「どこから取ったの」って聞かれたら、ちょっとわからないというわけにもいかないの、鍵括弧取っいたらどうですかね。「そのため学習に対する意欲を高め、学び方を身につけさせるとともに」、次の鍵括弧も何でついているのかわかんないので、「絶えず変化を続ける社会を生き抜くための力の育成を目指します」、その鍵括弧取ると何か。

それから、6ページですけども、6ページの3の「たくましく生きるための体育、健康教育の推進」のところの、学校教育の③の「①②③入れ替え」っていうのは、これ木田先生がこの①②③④ってなっていたものを、別な順序になっていたものを①②③を入れかえましたよという意味なので、これはもう取って、削除して。

あと、ほかにはなかったですかね、入れかえっていうのは。

そして、この次のところの8ページですね。「美里町総合計画・総合戦略」「美里町教育振興基本計画」、これみんな取っちゃっていいんじゃないですかね、これはもう。それで、この「基本方針」が「教育理念」ってならないと前のと合わないの、これ「人間を育てます」というところで、この「美里町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生き」「心豊かな人間を育てます」っていうのは、これは教育理念のところがないのでこれ取っちゃって、それからその下にこの「美里町教育基本方針」というのを入れないと、「美里町」は取ってあるから「教育基本方針」って入れて、さっきの「教育基本方針」をここに書くと。それで、あと「学校教育の目標」、そういうふうにするのと。これはただ前のとそろえるための。

それから、次の「学校教育の3つの柱」で、さっき言った「学習に対する意欲を高め」の鍵括弧、これ「身につけさせる」というのを取って、「絶えず」のところも鍵括弧取るというふうにしたらどんなものでしょうか。

○教育長（大友義孝）　じゃあ、8ページの部分についてなんですけれども、もう一度復習しますね。

この丸で囲われた部分で、「美里町総合計画・総合戦略」は取る。それから、「美里町教育振興基本計画（平成30～32年）」も取る。「基本方針」という文字を残して、その中にある文章は3ページの「美里町教育基本方針」を入れるということですよ。

○委員（後藤眞琴）　その基本方針のところ、「美里町の将来を望み」から「人間を育てます」は、これないので取るのね。

○委員（留守広行）　すみません。一番上に、まず3ページの「教育理念」が入るということで

よろしいんですね、一番上に。

- 委員（後藤眞琴） 「基本方針」のところね。
- 委員（留守広行） そこが「基本方針」じゃなくて「教育理念」になって、そしてそのままその文章を持ってくる。その次に、「基本方針」が入ってくる。そして、その下に目標が入ってくる。この3段階ということですかね。
- 教育長（大友義孝） そうすると、この3ページ部分の書き出し部分と、この「学校教育」の部分の流れが合うということですよ。よろしいですか。
- 委員（成澤明子） もう1つ。「学校教育の3つの柱」のうちの、3つ目の「心身ともに健康で、たくましく生きる子どもを育てる」というところなんですけど、括弧の（健康と体力）、病気の子供もいるわけなんですよね。だからいつでも思うんだけど、ここは例えば「心身ともに健やかで」、じゃあ「健康で」と「健やかで」はどう違うんだって言われてもちょっとあれなんですけれども、「健やかで」と私的にはしたいんですね。でも、この「鍵括弧の中をじゃあどうするか」と言われるとちょっと大変なんですけれども、皆さんのお知恵を。
- 教育長（大友義孝） いや、これ「健やかに」って。
- 委員（後藤眞琴） これ、生まれながらにしてということね。
- 委員（成澤明子） 生まれながらにというか、どうしても直らないでいる病気の子もいるわけですよ。
- 委員（後藤眞琴） これ忽那先生、どんなもんですかね。
- 学校教育専門指導員（忽那正範） これは、学校などの教育目標を見ると、結構この「心身ともに健康で」って使っているんですよ。
- 委員（成澤明子） そうありがたいと思うんですけども。
- 学校教育専門指導員（忽那正範） ただ、やっぱり今本当に成澤委員さん言われたように、「健康」っていうと何か本当に活力持ってやっていくようなイメージが強くあるんですけども、やっぱり「健やか」という柔らかい言葉というのは非常にいろいろな意味で、障害を持つ子供たちにとってもいろいろな意味でいい方向に向かっていこうというような思いが、「健康」というよりももっと込められているのかなという気がするんですよ。
- 委員（後藤眞琴） 「健やかで、たくましく生きる子供を育てる」。
- 委員（成澤明子） 「健やか」を入れるとしたら、「健やかに」になると思うんですけども、で括弧の中は（健康と体力）。
- 教育長（大友義孝） ちょっとその時点の取組事項もあれだね、健康教育の推進っていうのも

ね。

○委員（成澤明子） それは、4ページの下のほうも同じですけども「心身ともに健康」、「健やかに」。

○教育長（大友義孝） これ、直しても別にあれですよ。そっち側にあるからとか、こっち側にあるからとかっていう、制限の部分っていうのはないですよ、何もね。直しても構わない部分ですよ。ただ、この「美里の教育」の中で書かれてあるやつを皆統一して直してしまうということであれば、問題ないということですよ。

確かにね、「健やかで」というとソフトだよ。どうでしょう。

○委員（後藤眞琴） そうするとき、全編こうやって書きかえなきゃならないとなるよ。そうなんです。だから、ここは「健康」でもよいかかと。

○教育長（大友義孝） 4ページ。

○委員（後藤眞琴） 6ページの幼稚園教育のところにも、「家庭と連携した幼児の健康増進への取組」、2番では「幼児の健康増進を目指した遊びの奨励」、みんな「健康」だよ。健康で安全な活力ある生活を送るための基礎となる教育を推進します」と。

「健康」という言葉は、「病気」と対立する言葉なのかな。

○教育長（大友義孝） 反対語としてはね、どうなんでしょうね。

○委員（後藤眞琴） 課長さん、「健康」ってどんな意味に。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 「健康」はですね、「健康とは、ただ疾病や障害がないだけでなく、肉体的・精神的並びに社会的に完全に快適な状態であること」と定義されている。

○委員（後藤眞琴） 最初なんでしたっけ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 「健康とは、ただ疾病や障害がないだけでなく、肉体的・精神的並びに社会的に完全に快適な状態であること」、これはWHOではそう定義されているみたいですね。

○委員（成澤明子） じゃあ、大きな意味で「健康」で。

○学校教育専門指導員（忽那正範） 完全に快適な状態だということみたいですけども。

○教育長（大友義孝） いいですか。個人的な部分は、いろいろなところに連動する要素がありますからね。わかりました。「健やかで」というのは物すごくソフトでいい感じはするんですけども、今のような形ですから「健康で」というこのままの状態で行くということにしたいと思います。

そのほか。

○委員（千葉菜穂美） じゃあ1つ、6ページです。

6ページの上のほうで⑦⑧⑨があります。その⑨のところの「※」で、「生涯は個人の心身機能の障害と」となっているんですが、この漢字でよいのでしょうか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは間違いですね。

○教育長（大友義孝） 訂正ですね。ありがとうございます。

○委員（後藤眞琴） それからもう1つ気がついたのね、32ページです。（7）の「文化財保護事業計画」って、これ平成30年と全く同じなんですね。それで、この前「美里町文化財保護活用基本方針」って決めましたよね。「郷土資料館基本方針」でしたか、ありましたよね。それにのっとってするようなことを書いたほうがよろしいんじゃないですかね。せっかくなつくつこの基本方針に基づいて、こういうふうなことをしていく。これ担当者にその部分、あれつくってあれに基づいてやっていくわけですよ。

○教育長（大友義孝） そうですね、基本方針ですから。この「具体的な取組」っていうのも、逆にいうと。学校教育のほうと何かね、内容がここだけちょっと細かく書いていますね。

これ、「施策の方針」という。これは忽那先生、文化財のほうからいただいた感じですか。

○委員（後藤眞琴） これ、去年と全く同じなんですよ、これ見たら。

○教育長（大友義孝） ここ、直しましょうや、これ。基本方針があるから、両方の箇条書きで並べるのも1つのよしあしがあるかもしれないけれども、やっぱり学校教育のやつと同じようなつくり方できればいいなって。社会教育も生涯学習も同じような形で来て、突然この文化財になったっけ、がらっと違うやり方になっているんですよ、何か見るとね。ここは、やっぱり直すべきだと思うな。

去年も、私のメモにも何か赤ペンで書いていたような気がするんですけども。ちょっと、ここ検討しますか。みんなで検討する。基本的には、作成した「基本方針」に準じてつくるということだけ、きょう委員の皆さんにご了解いただいておくというふうにさせていただきたいと思います。

まだお気づきの点があるかと思いますが、もう一度確認をいたしまして、前段で忽那先生からお話しがありましたように体裁をみんな整えて、そして完成版ということにさせていただきたいと思いますので。

○委員（後藤眞琴） よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） その際は、直したやつを1回委員の皆さんに配付させてもらって、その

上でいいとなれば、あとは各団体に配付していくということにさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

では、日程第7、令和元年度「美里町の教育」については終了というふうにさせていただきます。

それでは、ちょっと休憩させてください。

休憩 午後5時33分

再開 午後5時37分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を解きます。

日程第9 学校再編について（継続協議）

○教育長（大友義孝） では、次の協議に移ります。日程第9、学校再編について（継続協議）であります。

課長から、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私の方から説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしている資料でございます。「令和元年6月27日 教育委員会定例会」ということで、協議が美里町学校再編について（継続協議）というところでございます。3つほど今回ご説明をしたいなと思っているところでございます。配付資料につきましては5点ということで、今回配付資料ということで書いているというところでございます。

それで、まず最初に「中学校再編に関するこれまでの経緯について」というものが、お手元にあるかと思います。これは、この間の6月13日の議会で予算が可決されたというところまでを整理したものということで、これにつきましてはこれまでの流れをずっと書いてあるというところでございます。

その裏面でございますけれども、これは「新中学校建設に伴う教育財産の取得に関する教育

委員会と町長の職務権限」、それぞれの職務権限をまとめたものでございます。これらに対する
通達等々も確認とれまして、細かい通達に書いてある部分なんかも掲載してございまして、町
長の部分と教育委員会の部分ということで細かくちょっと整理したものということでございま
す。これらに基づいて、教育委員会では美里町新中学校施設基本計画を策定して、町長に財産
取得の申し出を行っているということで、この間町長部局で「新中学校整備推進事業」という
ものを立ち上げましてそこで予算をとって、教育費のほうに予算を置いておりますが、実際
には建設課の事業として事業立てを行いまして、今後教育財産取得に向けた取り組みを進めてい
くというようなところになっているというところでございます。

その次のページでございすけれども、「新中学校建設に関する意見交換会及びアンケート調
査の結果等について」ということで、これは議会の全員協議会でまず説明をさせていただいて、
あと議会で予算を通したということでございすますが、保護者・住民の方にその結果を示してい
ないというところがございするので、保護者の皆様につきましては6月19日付で子供を通し
てこのような資料をお配りしているということで、ホームページのほうに關係資料を載せてい
るので見ていただきたいということと、あとそれぞれの各施設・各学校にある程度部数準備し
ておりますので、詳細にペーパーで読みたい方とか入手したい方につきましては申し出く
ださいというようなところで、ご案内をしているというところで、これをお配りしているとい
うところでございす。

住民の皆様につきましては、その次のページでございす。7月1日付の広報と同時に、「住
民の皆様へ」ということで、内容的には同じような内容になっておりますが、住民の皆様に対
しましては本庁舎・南郷庁舎、あとは各コミュニティーセンター、そういうところに資料を備
えつけまして、入手したい方につきましてはそちらで入手いただくというようなところで願
いというところでございす。ホームページ掲載資料につきましては、もう現在アップされて
おりまして、見れる状態になっているというところでございす。

こういう形で、保護者、住民の方にこれまでの意見交換会、アンケートの結果をお知らせす
るというところで進めていくというところになってございす。

続きまして、2つ目でございす。新中学校の開校に向けた準備委員会の設置についてとい
うことで、資料が1枚ものでございす。「新中学校の開校に向けた準備委員会について」とい
う資料でございすますが、まず涌谷町の中学校統合の取り組みということで、例を出させてい
ただいてございす。涌谷町では、まず初めに「学校適正規模適正配置に係る説明会及び意見交
換会」というものを、平成26年1月から3月にかけて行っているというところでございま

して、3回おこなっておりまして、その中で統合推進委員会設置要綱というものをつくって、あとは統合のスケジュールもあわせて確認しているというところがございます。

その次に、(2)といたしまして統合推進委員会というのをつくりまして、これは全体会が平成26年4月30日から平成27年2月25日までの全部で9回ですね、全体会をやっている。これは、小委員会というのを設けておりまして、その進行確認調整をしているというところがございます。

その下に丸で3つほどございますけれども、まず①が庶務委員会。庶務委員会につきましては、平成26年の6月から平成26年の12月まで12回。大分短い期間なんですけど、回数は非常に多い回数をやっているというところがございます、ここでは校名・校歌・校旗・校章・通学手段・閉校・開校等についてということになってございます。

続きまして、②が教育課程推進委員会ということがございまして、これが平成26年の6月から平成27年の2月まで合計10回。これにつきましては、教育課程の編成、あと制服・カバン・運動着・上靴等、あとは部活動ユニフォーム、部活動、閉校式、スクールバスと、ちょっとかぶっている部分ございますけれども、このようなところをやっている。

3つ目がPTA組織検討委員会ということで、平成26年の6月から平成27年の1月まで6回。これは、PTAの規約の内容をどうするか、あとはどのような行事をやっていくかという協議をしているということがございます。

あとは、両校打ち合わせというのを1回やっております、ちょっとこれ申しわけないですけども詳しい内容を確認できていないんですが両校の交流、あとは担当者会議の結果、制服アンケートというものをやっているというところがございます。

詳しい内容につきましては、裏面にちょっと表にして整理しているところがございます。最初の説明会、意見交換会、ちょっと時系列で分野別にしておりますけれども、まずはそういう説明会、意見交換会、その次に統合推進委員会、これは全体会ですね。あとは、各小委員会でどういう協議をしたかというようなところをまとめているものでございます。

それで、一応こういうものを踏まえながら、本町における新中学校の開校に向けた準備委員会の設置ということで、開校を令和6年4月ということにしておりますが、それまでの間をしっかりと使いながら進めていくということになるのかなと思いますが、まず1つといたしましては準備委員会の設置ということでございます。準備委員会の組織をどのような形にしていくかと。全体会、例えば涌谷のように小委員会、名称は分科会とかいろいろあると思いますがけれども、全体会とあと個別の委員会ということにするのか。

あとは、2つ目として小委員会、そういう各部会みたいなものの数をどうしていくのか。そして、検討内容をどのように分けていくのかというようなところを決めていかなければならない。あとは、委員ですね。それをどういう形にしていくか。小中学校の先生、生徒、あとはPTA、あとは考えられるのは同窓会、学校評議員、住民の方、あとは学識経験者、もろもろ考えられると思います。このほかにも考えられるということになると思いますけれども、こういうようなことを決めていかなければならない。

あとスケジュールにつきましては、まずは準備委員会の設置に向けた準備ということで、その前段の段取りをしななければならないのかなということで、まずはある程度どこまで決めて、あとは例えば住民とか保護者の方への説明をどうしていくかというようなところがあるのですが、最初に設置に向けた段取りをしていかなければならない。その次に、準備委員会の委員の選任をどうしていくか。あとは準備委員会を設置して、準備委員会での検討というようなところになっていくと思います。

イメージといたしましては、今年度に準備をして、設置まで進めていきたいなというふうに思っております、開校まで時間もございますのでメンバーの選任をどうしていくかということも難しいところはございますけれども、この辺を今後詰めながら設置に向けて進めていくというようなところで、今日は最初にこういうことで根本はやっていかなければならないという頭出しというんですかね、ということで今回お出しさせていただいたというところでございます。

とりあえず、ここまでよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） そうですね。一応ここまで、まず区切って。

今説明をいただきましたように、これまでの経過、それから意見交換会でのこれまでどおり皆様にどういった内容だったのかお知らせしますということをお願いしておりますので、このような形でさせていただきたいということでございます。

もう、既にホームページには搭載されておりますので、見ることは可能になっています。ただこれから保護者の皆さんとか、7月1日に広報と一緒に区長さんをお願いして各戸配布していただくということになります。

とりあえず今報告といいますか、そこまでは報告です。あとは今後、先ほど説明がありましたように準備委員会をそれぞれつくっていくということになりますので、素案を示させていただきたいということでお願いいたします。

○委員（後藤眞琴） ちょっとだけ質問、よろしいですか。

- 教育長（大友義孝） どうぞ。
- 委員（後藤眞琴） この「保護者の皆様へ」っていうの、もう出しちゃったんですか。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 出しております。
- 委員（後藤眞琴） この「教育委員会では、意見交換会でのご意見等を踏まえ」っていうのは、アンケートに対する回答をするのに「意見交換会でのご意見等を踏まえ」なきゃならない。
- 教育長（大友義孝） 意見交換会のアンケートに対する対応ということだけでよかったんじゃないかということですね。拡大解釈してしまえば、意見交換会でみんなは「内容をお知らせしてくださいね」っていう意見があったと、そういう意味にもとれるかなと私は思うんですけども。当初から、でも教育委員会ではご意見については「皆様方からどういった意見があったかということをお知らせしますよ」ということは言っていましたし、ただ改めて住民の皆さんとか保護者の皆さんからは「どういった意見だったのか教えてくださいよ」というふうなご意見を頂戴していたので、それを踏まえて改めて提出させていただきましたというふうな解釈もできるんでないかなというふうに感じました。
- 委員（後藤眞琴） これ読んで正直わからなかったもので、どういうことかと。教育長さんのような解釈もあり得るとのことね。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） とりあえずご意見とか質疑応答とか、そういうやりとりがあって、そういうやりとりも踏まえながら、いただいたアンケートに対して回答したというような。そうですね、ちょっと意味合的にこれだけ見ると、確かに「何でご意見等を踏まえてなんだ」という話にもなると思いますけれども。
- 委員（後藤眞琴） 拡大解釈するように努力します。
- 教育長（大友義孝） お願いいたします。
- では、ここまでよろしいですか。（「はい」の声あり）
- では続いてなんですが、実は質問文書をいただいておりますが、個人名が出てきていますので、これどうしようかということをおもちょっと迷っていたんですね。公開して会議をするか、それとも秘密会として行うか、それとも資料を情報公開のように個人情報部分は黒塗りをしてやるのかというふうなところ、ちょっと迷いはありました。そこで、ちょっと考えなければならぬなと思っていたんですが、まずその辺についてから、委員の皆様方の意見を聞きながら進めなくてはならないなというふうに思っていました。
- 資料的にはどこまで、まだ配っていないの。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 委員の皆様にはお配りさせていただい

ていて、「教育委員会に対する情報公開及び質問について」というもの、お手元にあると思います。それで、この中に情報公開の関係で資料をおつけしておりますので、その中に個人のお名前、個人で情報公開いただいていますので、そういうところで例えば取り扱いですね。

それで、一応総務課の情報公開担当の森係長とも話しをしたのですが、ちょっと取り扱いについて「こうだ」というものがないと、会議の中でですね。そういうこともございまして、教育委員会の中である程度ご判断いただくしかないのではというところでしたので。

○教育長（大友義孝） 判断しかねるということなのね、結論的にはね。

これ、情報公開の部分については規定のとおりにはやりようがないんだから、あるものはある、ないものはない、そういう形にしかならないし、ただ質問の部分については、いただいた以上は質問に対する回答をするのか、しないのか。するとすればどういうふうにするのかって、当然のことで協議は必要になると私は思っているんですね。その中で、時折個人の名前が出てくるということであれば、この場で名前を付して協議することが可能であれば、それでもいいのかなと思っています。

ただ厳密には個人の名前が出てくる部分については、あくまでも秘密会なりにせざるを得ないところだと私は思うんですね。これから行う部分の区域外就学の部分の関係もそうですし、いじめ・不登校対策の問題についても同じです。子供であろうが大人であろうが同じ扱いにしないでいいというふうに思いますし、もちろんやれば公開記録として議事録に載りますから、後で議事録の修正なんかもできるわけじゃないので、そこをしっかりと判断していかなきゃならない、一番難しい判断だなんていうふうに私は思っているんですね。

○委員（後藤眞琴） これ個人名出てくるって言っているのは、これですよ。資料、この「教育委員会に対する情報公開及び質問」。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、「情報開示請求書」というやつですね。あとは、「決定通知書」です。

○委員（後藤眞琴） これ個人名って、そのまちづくり会議の副代表をしている、これだけですよ。

○教育長（大友義孝） そうですね。団体から出された部分については、私は別に構わないと思うんですね。ただ、個人で出されている部分。

○委員（後藤眞琴） これは、公開して何かこの人が不利益こうむるようなことありますか。

○教育長（大友義孝） 私はあると思うんですけども。

○委員（後藤眞琴） あるんですか。

○教育長（大友義孝） 私はあるんじゃないかなというふうに、この出した方が不利益をこうむること何かないかということですね。私は、逆の意味で捉えると、「何でこの人が」というふうなことになったりとか、もしかしたらあるのかなと思ったり。逆にいいも悪いもなしに個人名が出ることによって、この方が「何だ、こういうことを出しているのか」というふうなことに捉えられかねないというふうな部分もあるし、出しても別に「ああ、そうなのか」というふうに思う方もあるだろうし、そこは取り扱いに困るなというふうな迷いだと思うのね、課長ね。

各団体のほうからいただいた部分については、何ら私は問題ないというふうに思うけれども、個人部分についてはちょっとなという感じを持つんですよね。これまでは、情報公開とか何かという部分について、そういうふうな政治的な部分が余りなかったときは、オープンにしてやってきたんだと思いますけれども、どうなのかなというふうに思いました。

○委員（後藤眞琴） 確かにこの方は個人名で、請求者は個人名。

○教育長（大友義孝） ただこれ厳密にいうと、情報公開の申請があった部分については、これは教育委員会で何も協議するという事ではないんですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。

○教育長（大友義孝） 「こういうことがありました」ということだけでいいんですよ、これはね。ただ、今日協議したいという部分については。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでですね、資料はこれお配りしているものなんです、今のお話を聞いていて、本日も協議いただきたいのが事前に配っていた、教育委員会に対してまちづくり会議からいただいている「美教総第271号の回答について（質問）」と、これに行き着くまでの資料というふうなところでございますので、要は全体の流れをちょっとお示しした資料になります、これがですね。

それで、まず請願がありまして、請願、照会がありまして、それに対して教育委員会で協議を行って、通知、回答をお出ししている。その中で、回答をお出ししているんですが、それが「美教総第271号」、これは令和元年5月10日付でお出ししているんですが、「美里町学校再編ビジョンについて回答」ということでお出ししております、これに対する質問ということで受け取っているというところと、それとちょっと関連があるというふうなことで、情報公開請求の部分ですね。その資料をお出ししているということですので、趣旨としてはそういうことになりまして、わざわざお名前をお出ししてご説明する必要もないんじゃないかなと思うんです、私は感じております。

○教育長（大友義孝） じゃあ、いいよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） この「美教総第271号の回答について」質問を頂戴したので、どうたしますかということ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 簡単に言うとそういうことです。

○教育長（大友義孝） わかりました。

この文面を見ると、「指摘に対する応答」というふうには、下のほうを見ると「応答になっておらず、黙って受け取って放置するわけにはまいりません」というふうには書かれております。「指摘をした」というふうには、出した方は思っていらっしゃるということですね、逆に言うともね。

だから、受け取った側と出した側の相違が、どこまでいっても理解に苦しむと。こちらは指摘を受けていませんよというふうには思ったりとか、物事はそういうふうな反対の部分で受け取る部分があるあるので、これは文書としては質問という形で頂戴したので、紳士的な対応をこれまでもさせていただいてきたので、それなりの対応という部分についてはさせていただかなければならないのかなというふうには思っているところです。

ただ、委員の皆様方はこれを頂戴して、教育委員会としてどのような形で、回答するのかわかるといふのを含めてですけれども、その辺のところを議論していかなきゃないなと思っております。今日この場で、例えば回答するというふうなことになるれば、その回答の文案といふんですかね、原案もできていませんので、そこら辺のところまず確認してやっていかなきゃないんだというふうには思っておりますので。

○委員（後藤眞琴） これ、今日もらったんですね。

○教育長（大友義孝） そうです。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） こちらの質問自体は一緒にお配りしている。一応表紙と、あと別紙に細かくそれぞれのご質問が。

○委員（後藤眞琴） 前にあったのね、じゃあ読んできたね。

○教育長（大友義孝） そうですね、こういうふうな部分で別紙を頂戴して、大きく3つのタイトルでつくっていただいているという部分があるんですね。これまで私たち教育委員会の回答した部分に対して満足できないといひますか、「このまま黙って受け取って放置しているわけにはいかない」という趣旨のことを書かれての質問だということなので、思いですよね。もらった側の思いは「こう思った」という部分ですよね。それしかないんだ、これね。出した側としてはそう思っていないという部分も、並行線だと思うのね。どこまでいってもね、考えてみると。

だから、例えば「審議会の存在を無視しています」「そして100万円弱のお金が使われています」「法律に違反しています」「答申は尊重していません」「長期的な視野というのは何ですか」とかですね、「プロセス、流れは全然理解できない流れになっています」というふうな書き方されているんですけども、それについて一つ一つ項目立てて回答をするのも1つだし、それぞれこれまで進めてきた教育委員会の回答からすれば、もう回答の内容は決まっているようなものなんですけれどもね、流れ的に見るとですよ。ただ、ちょこっと「この辺の部分検討していますので」というふうなことなので、しっかりと委員さん方の意見を聞いてまとめなきゃいけないというふうに思ったわけでありましてね、ということでもいいんですよ。

ただ問題は、「7月5日まで回答をお願いします」ということを書かれていますけれども、これいつもなんですけれども「何月何十日まで回答ください」という部分については、出した側の思いでこの辺までいただきたいんだということを希望として書かれているんだろうと思うんですよ。ただ、それに都合を合わせるような形で教育委員会が開催できるとか、そういう問題じゃないと私は思っています。特に議会に対してとか何かで回答求められた場合は、議会を開催すぐできるのか。町長と教育委員会はまた制度が違いますから、そのようなところをしっかりと考えた上で回答もしていかなきゃないと思っております。

今日、この場で「回答文までつくります」ということになれば、回答文まで今日やったらすぐまとまるものでもないなというふうに思っていましたので。

○委員（後藤眞琴） これ、読んだら思い出しましたね。これ一つ一つ答えるとなったら、かなり難しいですよ。全体の中で答えるより、しょうがないんでないかな。

○教育長（大友義孝） 私も、これ全体の中でしか答えようがないというふうに思っているんですよ。ただ、回答しないということも1つのやり方だと思うんですけども、それはちょっと紳士的ではないなというふうに個人的には思います。だから、やっぱりまちづくり会議という会の代表の方からいただいている以上、ちゃんと紳士的な回答はすべきだと思いますが、全体を網羅した形で回答はしていかななくてはならないんじゃないかなと思っております。

ただ、それをいただいたからといって、満足できるかどうかというのはいただいた側の判断ということになりますし、じゃあきちんとした部分で教育委員会としてはやっていかなきゃないんだなというふうには感じています。

○委員（後藤眞琴） 僕も教育長だったら、きちんとした回答はしなきゃならないだろうと。

○教育長（大友義孝） であるならば原案まずつくって、そして委員さんの皆様方と協議し、そして回答を差し上げるということになるろうかと思うんですが、それでよろしいですかね。（「は

い」の声あり) じゃあ、そういうことにします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) それで、例えば原案をつくるというところをつくって、その確認を例えばまたお集まりいただいて確認してお出しするのか、そこら辺あると思うんです。

○教育長(大友義孝) 5日までの回答にあわせていくことになれば、当然すぐにやらざるを得ないと思うんですけども、とても臨時会の開催っていうのはむりです、はっきり言って。だから原案ができたならば、委員の皆様方にまず配付を申し上げて、確認をしていただくというようにしかならないと思うんですよ。ただそういったときに、委員会として集まって協議して「これで回答しましょう」というお墨付きを得たとはならないんですね。次にやろうとすれば、7月に学校図書の関係で臨時会をしなくちゃならなくなっていますから、そのときにこれでどうですかというふうなことの協議をさせていただいて、それで了承が得られれば回答するというようにしかならないと思うんですよ、どう考えてもですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) ちょっとできるかどうかわからないんですけども、今おっしゃるようにそのときにやるということと、あともう一つは例えば委員皆様のご了承をいただければ、つくったときにお見せして、それをまとめたものを教育長にお伺いをとらせていただいて、私が事務局からとらせていただいて、それをお出すと。集まっていたかなくても。

○教育長(大友義孝) 結局、文書というのは教育長の決裁が教育委員会の意思ではないかもしれないですね。あくまでも合議体の教育委員会だから、教育委員会の中で「これでいいですね」って確認しないことには、回答出せないんじゃないかと思うの。

○委員(後藤眞琴) 手続とったほうがいいんじゃない、教育長さんがおっしゃるように。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) そうであれば、その日に決めていただいた以降じゃないとお出しできないということになると思いますね。

○委員(後藤眞琴) この7月5日を延ばしてもらわないと、しょうがない。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) そうですね、こういう理由でということでご説明をして、それで臨時会の中で確認してお出しをさせていただきたいということですね。

○教育長(大友義孝) そういう形に、どうしても直近の教育委員会でやるということになれば、最短で11日しかないわけですよ。それまで、原案を今からつくっていくということになりますから、それをつくった部分をまずもって会議の開催前に委員さん方にお配りして、目通しし

てもらおう。そしてチェックを入れてもらって、そして臨時会のときに確認をして、そして回答するというのでいいのかなというふうに考えています。それでいきたく思うんですけども、よろしいですかね。（「はい」の声あり）

○委員（後藤眞琴） 原案つくるのも、大変でしょうけれども。

○教育長（大友義孝） ただ、この1・2・3という大きく分けて3点項目立てになっておりますけれども、項目ごとの回答っていうのは私はできないんじゃないかなというふうに思っています。ただ、できるのであれば、そういった作り方もできるのかもしれませんが、ちょっと私なりに考えてみると難しいのかなというふうに思いますから、ちょっと作り方検討しながらつくらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご希望は7月5日までというのは十分わかるんですけども、ご希望に沿えない部分もあるということを理解してもらわなきゃいけないですね。そういうことでよろしいですね、これね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そこら辺は、ご説明すればご理解いただけると思いますので。

○教育長（大友義孝） そんなふうに、ぜひお願いしたいと思います。

では、そのほか再編の関係でまだお話し残っている部分ありますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 再編につきましては、以上です。

○教育長（大友義孝） 以上でございますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） それでは、日程第9の学校再編については、以上で終了させていただきます。

では、ちょっと休憩をいたしまして、秘密会に入ります。さらに、忠男先生まだ待っていらっしやると思いますので、休憩をお願いします。

休憩 午後6時14分

再開 午後6時20分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解かせていただきます。大分先生方お待たせして、申しわけございませんでした。

【秘密会】

その他

1 行事予定等について

○教育長（大友義孝） その他案件に入ります。まず1つ目ではありますが、行事予定等につきまして、お配りしておりますとおりの行事予定となります。7月分でございます。この関係については、お目通しをいただければというふうに思っております。

2 令和元年7月教育委員会臨時会の開催日について

○教育長（大友義孝） 続きまして、2つ目の7月の教育委員会、よろしいですか。（「大丈夫ですよ」の声あり）

日程表で特に、あくまでも予定でありますので、このような行事予定でいるということをご承知おきいただきたいと思えます。

なお、7月19日が1学期の終業式ということになりまして、それ以降夏休みということに入っております。この前段として、11日に生徒指導の連絡協議会ということでございます。

では、2つ目の教育委員会の臨時会と、3つ目の定例会の関係でございます。

先ほども申しましたが、教科書の意見を集約する関係上、7月11日には教育委員会を開催しなければならないということなのでありますが、委員の皆様方のご都合いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。予定としましては、午後からの予定でいるところではありますが。7月11日、午後1時半ということをお願いしたいと思えます。

続いて教育委員会の定例会になりますが、定例会は20日以降で考えているんですけども、事務局の希望日ございますか。

○教育次長（佐々木信幸） 7月25日なんですけどサマーレビューといいまして、副町長ちよつと入るかどうかはっきりしないんですが、企画財政課等々、政策調整会議と言ったらいいんですかね、課長等が出席する会議がありますので、そこを外していただければというふうに思います。

○教育長（大友義孝）　　ということは、7月22日が月曜日なんですけれども、この週で行わなくてはならないということなんです、今の25日を外せばいいよというお話でよろしいですね。どうぞ。

○委員（留守広行）　　すみません、個人的な話なんですけれども、できれば22日と23日は外していただければ。ちょっと21日から県の中総体ありまして、私行かなければならない。

○教育長（大友義孝）　　そうしますと7月24日、いかがですかね。24日、午後から。いいですか。では24日1時30分、定例会をお願いいたします。

インリーダー研修あるんですけども大丈夫、事務方。（「大丈夫だと思います」の声あり）大丈夫だね。じゃあ7月24日1時30分、場所はここということで定例会をお願いいたします。

続けていきます。次に4番目、5番目、6番目、ちょっと続くんですけども、簡単に今から説明をしていただきたいと思います。

まず4番目ですが、資料にはないんですけども、予算審査の附帯意見のことなので、教育次長説明という形になります。

○教育次長（佐々木信幸）　　じゃあ、私のほうから。議題としてはちょっと上げていなかったんですけども、お手元に平成31年3月25日付で、議長に対しての議会活性化特別委員会委員長我妻 薫、副議長からの文書があります。

特別委員会審査報告書とあります。これは3月議会の報告ということで、3月の定例会の定例会のときにも1度この件についてはお話しをさせていただいております。

中身としては、平成31年度の当初予算の審査を受けて、3月会議で可決は賜りましたが、議会としてはそれに対して「意見を付して可決しますよ」という意見をいただいているのがこの文書でございます。

裏面を見ていただきますと、その付された意見が記載してございますが、大きな8番教育費について、①中塚小学校プール建設について検討されたい。②郷土資料館常時会館に向け、正規職員を配置されたい。これが議会から「意見を付して今回予算を認めます」ということでの文書になりますので、この部分を教育委員会として今後どうしていくか。検討していかなくてはならないだろうと思うんですが、どのように進めさせていただくかということで、ちょっとご相談をさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝）　　これ、今日相談するの。

○教育次長（佐々木信幸）　　いや、今日ではないです。今後の進め方ということです。

○教育長（大友義孝） 今後だよ。こういうふうなこの意見が出されているということなので、教育委員会としても考えていかななくてはならないということでもあります。

こちらからこの2つの案件について、1つは中卒小学校のプール建設の部分ですが、これ保護者さんたちにちょっと聞いてみたこともあるんですが、一長一短の意見が出ておりますので、それらを集約した中で委員の皆さんと協議のテーブルに載せていきたいというふうに思っています。

それから、郷土資料館の常時会館につきましては、これ郷土資料館の基本方針にもあるとおり職員の配置ということがあるんですけども、そこに正規職員を置くという部分については教育委員会だけで解決する問題でもないので、この部分もあわせて協議していきたい。町長部局も含めて、検討していきたいというふうに思っております。そういうことで、よろしくお願いいたします。

では、次に3つ目になりますが、資料的には要綱の検討ということよろしいですね。課長、じゃあお願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと厚めの「平成28年11月教育委員会定例会議」と、厚めの資料になります。

これは、平成28年11月の定例会において、日程第10議案第20号ということで「美里町教育委員会後援等の名義使用承諾事務取扱要綱」の制定についてということで、お諮りをしているというところでございます。

資料につきましてはページを振っておりますが、3ページ目までは議案ですね。最初に議案が3ページまでついておりまして、制定（案）ということでその後、また1ページになっておりますが8ページまでですね、その要綱（案）というのがございまして、9ページに「廃止予定」ということで2つの、これ現在まだ生きているものなんですけれども、「美里町教育委員会共催申請の取扱に関する規程」というものと、15ページが「美里町教育委員会後援名義使用申請の取扱に関する規程」ということで、この2つを合わせて前段の要綱にかえるというような提案をさせていただいたということでございます。

資料として、21ページの後に平成28年11月ということで、これ議事録をつけておるんですが、抜粋で後援名義の要綱の制定についてということで、議案第20号ということで、これちょっと今日お渡しして大変恐縮なんですけれども、ここで話し合いがされているんですが、簡単に申しますと提案が「最初は要綱で定めて、その後に規則にもっていききたい」というようなところで、やはり「要綱として定めるのではなく、規則として定める方がいい」というの

が当時共通認識だったと思うんですが、「とりあえず要綱で」というようなお話で上げさせていただいたところ、「それでは、ちょっと余りよろしくないのではないか」というようなお話しがありまして、ストップをしていたというようなところであります。

このことにつきましては、住民の方から「以前にこういう協議があったんだけど、その後どうなっているんだ」というような問い合わせがあって、調べてわかったものというところでございます。

それで一番最後に、この議事録の38ページって番号振られていますけれども、その次ですね。「美里町後援等の名義使用承諾事務取扱要綱」というものがついておりますけれども、これは現在の町長部局の取扱要綱になっております。町長部局では、要綱として定めている。現在教育委員会では、共催と後援と2つに分かれたまま、これは規定として定められているというところでございます。

それで、ちょっと話が前後して申しわけないんですけども、その2つの教育委員会の規定を1つにする、要綱にするということで、その当時は担当と総務課の担当で話しをして、要綱ということで提案させていただいたという経緯があるということでございます。

いずれ、住民の方から「どうなっているんだ」というようなところでご指摘がありまして、その住民の方のお話しですと当時、ちょっとこの中で言いますと後援の関係でページが16ページでございます。すみません、ちょっとあちこちでありまして、15、16ページとこれ「後援名義使用申請の取扱に関する規定」というものがありまして、16ページの事業内容の基準と(2)、上から2行目でございます。(2) 事業内容の基準というものがございまして、それのイに「美里町内の公共施設を使用して開催する事業であること」、それに対して後援しますよということで、「美里町内の施設じゃなくて、断られたことがある」ということだったんですね。それで、「何で美里町内でないとだめなんですか。町外でも開催するということあるでしょう。そういう際に、後援をしていただけないのか」というような話があったと。結局断られたと、当時ですね、話がございまして、確かに美里町内だけで開催する事業は大分限られるということに、制限されるというところもありますので、現行の制度ですとこういう基準があるということもございまして、ちょっとここら辺を整理させていただいて、なるべく早めに議案として出させていただいて、そして改正する必要があるのかなと。そういうところ、ちょっと不具合などございまして直していく必要があるのかなというところで、今回はその他ということでそういうこと今後そういう手続を、改定に向けた手続を進めていきたいということでの説明でございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、今こういったことが途中でとまっているということがありますので、次回以降検討していくということでございますので、ご承知おきください。

以上その他ということで、全ての案件についてお話しをさせていただいたところでございました。まだ、会議の中で言わなきゃいけないこと残っていないですよ。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） あります、よろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） ああ、評議員さん。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） すみません、皆さんお手元の資料で、「令和元年度 学校評議員名簿」というものがございます。ご説明いたします。

こちらは、毎年学校と幼稚園のほうで評議員さんをお願いしている案件でございます。今年度につきましては、小学校と幼稚園とそれぞれこういった方々をぜひ委嘱したい、お願いしたいということで、教育委員会のほうに推薦として、内諾として上がってきております。ここについては今後学校長のほうから委嘱する、幼稚園については園長のほうから委嘱するというところで、予定してます。参考までに報告ということで、ご用意させていただきました。

以上です。

○教育長（大友義孝） 昨年度と違うのは、学校長じゃなくて教育委員会で委嘱していたんですけども、3月の時点で改正していただきましたので、学校長が委嘱するということになりました。この方たちでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他案件全て終わったと思いますが、よろしいですね、取り残しはないですね。

それでは、きょうは特に議案という形では1件もなかったんですが、どういうわけか報告・協議事項が長くなりました。大変時間をかけてしまいまして、申しわけございませんでした。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和元年6月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後7時16分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年9月26日

署名委員

署名委員
